

### 13. 在外事務所に期待される対応 <力石課長 企画部地域第三課長>

それではなんか最後のセッションということで、なるべく手短かにすませたいと思います。この資料でいきますと、36ページなんですけども、こちらの説明に入ります前に、いくつか口頭で申し上げたいことがありますので、それから先に申し上げます。開発調査の案件発掘、形成において、在外事務所に期待しているものというのはどういうものか、あるいはどういう業務内容かということなんです。ひとつは、その国の開発計画やJICAの援助指針です。これは在外事務所が主導で作るやつですけども、この開発計画とか援助指針上の位置付けの分析、これを必ずやって下さい。その場合に、開発調査以外のアプローチがないかどうか、つまりほかの援助スキームで対応ができないかどうかという検討をやっていただきたいと思います。それから、特にアフリカについては無償との関連を念頭につねに置いて頂きたい。すべてじゃないですけども、無償の可能性はないかなということを念頭において頂きたいということです。それで、ほかの中近東地域、アフリカの一部におきましては、やはり事業化につながる案件かどうかというのを、十分にご検討していただきたいと思います。開発調査をやって、やりっぱなしで空打ちになってしまうのがはじめから明らかなような案件というのは、やはり本部としてもなかなか拾いにくいという事情があります。それから、特にアフリカの兼轄国です。JICA事務所のプレゼンスが日常ないところや、それから開発調査そのものに全然慣れていない国なんかもあると思うんです。そういうところにおきましては、開発調査のスキーム自体のスケジュール表といいますか、どういうスケジュールで物事が動いていくという基本的な説明もぜひ事あるごとにやって頂きたいというふうに思います。全体スケジュールの説明をした上で、その案件形成の努力をする。そうすると向こう側も、結局開発調査が終了してレポートができあがってくるのは、二年半後とか一年半後とか、頭で物が考えやすいんで、そういうほうが現実的なアプローチができます。それから、要請がああ候補案件の、やはりあのプロジェクトサイトに関する調査、これはまあこれまでに何回もいわれてますが、やはり治安状況とかインフラ状況、こういったものについて、一応できうれば自分自らが行って確かめてくる。それが無理な場合でも、必ず情報はきちっと集める。これが四番目の点です。それから五番目の点としましては、これはもうすでに話されましたが、他のドナーとの重複を回避するための調査、現地に世銀のオフィスやUNDPのオフィス、その他がアフリカ開銀もそうですが、あればそういうところと話して、一応チェックをすると、そういうことです。それから、フランス語圏の事務所をお願いしたいのはTORの、主要な部分をフランス語訳で、仮訳でけっこうですから、主要な部分だけでいいです。全体のTOR全部を訳すのは不可能ですから。サマリーのうちの主要な部分、ポイントについては和訳をつけて頂くと、こちらの方で援助案件の検討会などでスピーディーに物事が運びますので、そのご協力をぜひお願いします。地域三課にもフランス語ができる人がいないわけではないんですけど、やっぱり常にフランス語ができる要員が地域三課にいと

は限りませんので、その点よろしくお願ひしたいと思います。それから、もちろんこれはあたり前の話なんですけども、十分な内容と構成を持ったTORが出るように、提出されるようにやっぱり常日頃から関係省庁、それから窓口機関に指導助言を怠らないで頂きたいと思ひます。これはやはり中近東・アフリカ地域だからこそ言えるまさにポイントだと思ひます。それから忘れてならない最後のポイントは、現地の大使館と十分に協議をして、優先度などについて反故が生じないようにお願ひしたいと思います。時々JICA事務所からあがってくるものと、大使館側からあがってくるものと、まったくちがう優先度がついてることがあるんです。そうすると外務省でもJICAでも困っちゃうわけです。どっちがどうなのかしらという。結局また手戻りがあって、調整してくれみたいな話になりますので、事前に出す前に大使館との間で十分な協議をして、プライオリティな政治をして頂きたいと思ひます。まあこの今申し上げた8つのポイントは、みなさん事務所に帰ってすぐできることだと思ひますので、よろしくお願ひします。それでは36ページの方にまいりますけども、繰り返して申し上げますように開発調査っていうのは、やっぱりいろんな意味での重要な基礎資料となるということです。ですから、またその将来の援助形態、技術協力や無償資金協力、有償資金協力の元になるものでもありますし、したがって調査のひとつの事業としての調査ということにとらわれなくて、多様な援助の可能性を視野に入れた形で、とり進めて頂ければと思ひます。この開発調査案件の、プロジェクト形成については、在外のプロ形もちろんありますけれども、本部主導で行いますプロジェクト形成調査・企画調査員の派遣・それから在外における在外専門調整員の活用と、プラス在外のプロ形ということで、四つの技が用意されています。ここに書いてありますのは特にアフリカのように、非援助国の案件発掘形成能力が低い場合、そのうち一番目が、相手国自身または日本のコンサル、民間企業の調査により、候補案件がある程度の熟度が低い場合です。この場合は、まずプロ形成調査または調査員の派遣で、TORの中身もしっかりさせることです。事前調査が可能となるレベルまで高めるといふことです。それから、在外専門調整員の技を使って、更に技術的な補完的な調査を検討を加えるといふことです。案件が出てこない、あるいはまだ案件形成をやってないといふ場合は、まず相手国の開発計画や実施指針から分析をおこなって頂いて、重点セクターをまず絞り込む、つまり、農業セクターが大事だってことはわかっているけども、じゃあ何やるかっていったときは、稲作なのか灌漑なのかというように大セクターから小セクターへの絞り込みを行っていく、その絞り込まれたセクターについて、プロ形成の調査または企画調査員の調査を行って、その援助ニーズを把握して、案件に仕立てあげていく、それから企画調査員はまた単にJICA側にたつてその案件の整備とか内容を作り上げていくだけじゃなくて、相手国側にいろんな指導を、TORの作成指導をすることも可能ですので、両面使えるという意味ではかなり強力な手段だといふふうに思ひます。それで最終的には上と同じなんですけれども、一応絞り込まれて案件の姿が現れてきたとき、そこで今度はもし必

要であれば在外専門調整員とか、あるいは在外のコンサルタント契約ベースで、技術的な調査、もしくは検討を行うということになります。ここでいったのはもう全部の技が自由に使えるという前提ですから、理想的な姿なんですけども、すでに申し上げているように、全部が希望どおり行くとは限らない。そのなかで、アプローチとしてはこういうアプローチをしていただきたいということです。特に企画部におきましては、この今申し上げた企画調査員などが在外専門調整員でありますとか、あるいはプロ形も含めてですが、一応中近東・アフリカ地域に、積極的に投入していきたいという基本方針をもっていますので、他のアジアや南米の諸国に比べれば、かなり皆さんは要望が通りやすい環境にあるということをメンションしておきたいと思います。それから、いずれにしましても、毎年6年度どういう企画調査員のニーズがあるか、あるいはどういう在外専門調整員のニーズがあるかという、要望調査を企画のほうから一斉に各在外に行います。この時にしっかりと書いて下さい。後だしジャンケンで、やっぱりなんか途中からこういうの欲しいといわれても、だいぶ貼りつけが終わった後ですと、予算的にも非常に難しいものがありますので、この時にむこう一年を見渡して、必要であると思われるものは、きっちりその要望調査票に記入して申請をして頂きたいと思います。それが世界から集まってきて、企画部で割り振りをします。その場合に先程申し上げたように、少なくとも地域3課所管の地域、中近東・アフリカ地域については、相当なおまけの点数がつきますので、めいっぱいという大変ですが、遠慮なさらないで申請を出して頂きたいと思います。それから、今までの協議の中で次のページにいきますと、プロジェクト形成調査というのはどういうものかというのが、ここにまとめてあります。今朝ほどでしたかご説明申し上げましたが、いくつか種類がありますということで、大きく分ければセクター調査と、個別案件調査なんですけど、そのほかに、重点地域の調査とか、総合的な協力計画を調査する調査というのがありますけど、大半が2番と4番だと思って下さい。これはお読み頂けばわかりますので、いちいちご説明はいたしません。それから次のページから、38、39、40と、これが援助効率促進費のパンフレットのページずつなんですけど、分かりやすく最初は在外のプロ形、それから次のページが企画調査員、在外専門調整員というふうに説明が書いてあります。在外事務所によるプロジェクト形成調査というのは基本的には、ローカルのコンサルタントを使って、契約ベースで成果品を出してもらうと。これのメリットというのは、在外事務所が思い立った時にできるというメリットがあるんです。調査団方式ですと、何時だとかタイミングの問題だとか、いろいろ調整しなきゃいけないものがあるんですけども、在外のプロ形の場合は、いったん年度計画で認められれば開始時期とか、かなりフレキシブルに在外事務所ベースでコントロールができると。そういう意味では使いみちは結構あるんじゃないかと、そういうふうに思っております。具体的な内容の例としまして、その右下の四角のなかにありますが、現地の技術的なレベルの調査でありますとか、社会、文化的習慣とか、あるいはそういう、あるプロジェクトをやった場合にそれが、どう

いうその国での社会的なインパクトを与えるかといいますと、現地でなければわからないような、そういうセクターというのですか、そういうところに焦点を当てて調査をすると効果が上がるだろうと。もちろんこういうものでもなくても例えば、もう少し大掛かりで、初等教育の法令上の状況とか、制度の問題とかそういう形でもいいですし、安全対策はまた別に考えますからそっちを使って頂くとして、そういう多様な使い方ができるという意味でもこれはぜひご活用頂きたいと思います。次の企画調査員なんですけども、これはすでにご説明しましたが、年間約30名分の予算が用意されてますが、この企画調査員というのは結構リクルートが大変だという事情をご理解頂きたいと思います。国際協力専門員やJr. 専門員が主たる理想図になるんですけども、なかなかタイミングとかあるいは他の物にかかわっている方も多くて、その関係で、すぐに来てくれといってもなかなか行けないとか、あるいはその要望されているセクターの専門家が、例えば専門員が今もうみんな出払っちゃってみんな在外で長期専門家になってるとか、そういう場合もありますので、これは計画要望調査で出して頂いて、それで我々が年間計画を決める時に、あらかじめもうだいたい固有名詞レベルまでつめてやるんです。ですから、それはほぼいけるんですけども、そのうちの約20%ぐらいはどうしても当初と違う予定が入ったりして、つぶれてしまうケースもあります。ですからこれについては、逆にもっと日本人で知ってる人がいるとか、なんかうろちょろしてる人がいるとか、そういう方は是非そういう情報もいただいて、そのソースを増やして行きたいという気持ちもありますので、それからとりあえず現地にいる人を使いたいということであれば、在外専門調整員のほうがいいかなということ。こういう形で、この企画調査員というのは、いろんな使い方ができて、個別案件の整理の仕事もさることながら、もう少し横断的な問題としてその国における環境の問題を分析して、その中から環境案件を出していく、作っていくとかです。そういう、横断的なセクターでやることもあるし、それから、技術協力を中心に案件を発掘するとか、そういう形態に重点を置いた物をする場合もありますし、いろいろ応用ができます。ただ、能力的にどれぐらいの能力が必要なのか、どういう専門知識が必要なのか、どれぐらいのレベルの知識が必要なのかというのは、要望調査を提出される際にぜひとも書いて頂きたいと思います。たとえば、この国はとても女は一人では歩けないんだったら、女性はだめだとか、そういうことも含めて、コンディションを全部書いて頂きたいと思います。そうすると人選のミスマッチがなくなって効果的にできるんじゃないかと思います。次に、在外専門調整員なんですけども、それはまあ先程説明した通りです。これは月に二千ドルという予算単価で決められておまして、今のところその二千ドルをM/Mでかけて、示達なり前途資金なりをやっております。その範囲でやって頂くんですけど、在外専門調整員の場合契約ベースですから、やはり成果品を、きちんと出してもらうというところに心がけていただきたいと思います。かなりこの在外専門調整員になりますと特定の業務ということになってきます。かなり専門的な特定の範囲とか、セクターとか、あるいはテーマと

かそういうものについてやるということになっていきますので、そのへんの区別を、企画調査員とは分けて考えて頂いて、これも有効に使って頂きたいと思います。これらを全部有効に組み合わせて、もちろん主役は事務所員でありますけれども、事務所員の補佐役として、あるいは事務所のシンクタンクとして、使うことによってより優良案件を積極的に発掘すると、形成していくと、こういうことが期待されるわけでありまして、で、その次の41ページからは、あの41ページって一番しかないですけども、41ページはこれまで三年、四年度の企画調査員、プロ形企画調査員、在外専門調整員の実績を書いております。これはもちろんアフリカ・中近東地域のものであります。これを見ると結構やってるじゃないかという感じではあるわけですけども、果たしてその成果はいつ出てくるのかっていうのが、逆に問い返したいような状況になってるわけなんですけども、こういう企画調査員とか専門調整員を使ってやった仕事っていうのは、やはり事務所としてはその人が帰った後もフォローしてものにしていただきたいという気がしますので、かなりロングスパンでねらいを定めたうえで、なんかこうねらいをつけて、それでこういうものを使っていて、最後に何かをだしてくるというホールストーリーを描いた上で、要望調査なんかも回答して頂きたいと思います。今たまたま大使からこれをやってくれよと言われてるからじゃあそれ、とかそういうなんかアドホック的なものに捕らわれてやっても、その大使が変わったとたん全然興味なくなったりなんかして、よくありませんので、そういうのじゃなくて、先程もいったように基礎はあくまでも開発計画とか援助実施指針をベースにものを組み立てるといふ。それでこそ国別のそういう計画が今進めております国別アプローチの目的が達成されるわけですから、常にJICA職員たるものはそういう自分が書いた重点分野とか実施指針とか、そういうものについてやはりそれをガイドラインにしながら仕事を進めて頂きたいと思います。ちょっと足早の説明でしたけれども、なにかこれまでのところご質問等あれば遠慮なく言っていただきたいと思います。

<甲斐所長 ガーナ事務所>

：ちょっとよろしいでしょうか。在外企画調査員と在外専門調整員の地域3課のほうの配分もあるということなんですけど、これ全体がどれだけあって、アジアがどれだけ割り振られて、こうちょっとわからないのですが。

<力石課長>

：要するに、その予算そのものは、単価かけるM/Mでこうきってますから、予算そのものはどんぶりだと思って下さい。それを、たとえば何人で、何人送ったということをもってそのシェアとするのか、それともM/Mでいくのか、そのへんの比較の仕方あると思うんですけども、今明らかに東南アジアなどに多かったものが、他の地域にシフトしている状況です。というのはやっぱり優良案件が上がってきにくい国に出してこそ、本来のあれが満たされるわけですから、今後ますます中近東・アフリカ地域に対してなされていくということだと思えますし、そのへんは企画部のなかでコンセンサスはとれていますので、全部それで占める

というわけにはいきませんが、どんどんアジア方面からはシフトしているというふうにお考え頂きたいと思います。今手元にちょっと詳しい実績がありませんので正確にはお答えできないんですけども、そういう傾向にあると。それで、ただ最近の傾向としては、インドシナ、カンボジア、ベトナムです、それからラオスも一部そうですが、それと中央アジア、それから一部東欧なんかも入ってくると思うんですけど、そういうアドホックなものが結構毎年このところ数年ですねおこってますので、そういうものにある程度とられるのはしかたないんですが、基本的には中近東・アフリカ重視ということでやっております。

だいたいこの三日間の議論で、みなさんおわかりになったと思いますけど、JICA事務所員がやる仕事と、こういう企画調査員とか在外専門調整員もしくは現地のローカル・コンサルにやってもらう仕事をやはりある程度明確に区別をして頂きたいという気持ちがあります。最初に私が冒頭八つのポイントをいったのは、あれはJICA事務所員がやるということです。ですから、そういう意味では案件の中身というか、専門的な部分についてはそういう人達に任せていいけれども、やはり援助実施指針との整合性とか利用化につながるかどうかの分析だとか、相手に対する開調全体のスキームの説明、スケジュールの説明、他のドナーとの調整です、そういう仕事はやはり事務所員がやらないとだめだと思いますので、そういう仕事と専門的な補完的な業務の成果がくっついて初めていい転がり方をするんです、まあ企画調査員が来たのであなたに任せますというやり方は是非やめていただきたいと思います。あくまで自分の補助だと、サポート要員だというふうに思っていたら、うまく使ってもらいたいと思います。今日はこちらには柿沼さんが来られてますけど、彼女なんか実質もう任されてるんじゃないかという気がしまして、こういう会議にも出てこられるわけですから。でもやはり、たぶんそういうことはないと思いますけれども、事務所との毎日、小さい事務所ですから、なんでも話すんでしょうけども、その情報の交換がなくなると、ちょっとまずいということなんで、非常に能力のある人たちが派遣されますけども、やっぱりJICAの仕事のやり方っていうものは、事務所員、あるいは事務所長、次長なりが指導をして、うまく戦力にしていくというふうにして頂きたいと思います。ときどきあるんですよ、ちょっとおまかせベースのところでは。手紙が来て、私はいったい何をすればいいのかさっぱりわかりませんみたいな。そういうのはせっかく要望されて、送っても宝の持ちぐされみたいになってしまいますから、そこのところはよろしくお願ひしたいと思います。



### Ⅲ 個別協議一覽



国名	要請案件調書	備考
1. ジョルダン (森所長)	①ムタ工業団地建設計画 ②送電改善計画 ③電力分野新技術導入 ④資源・エネルギー公害防止 ⑤建築暖房改善計画	イルビネット工業団地のフォロー (どのくらい埋まっている)
2. サウディアラビア (佐藤所長)	①産業廃棄物処理 ②産業廃水等再利用計画 ③サウジ標準化公団(SASO) 専門家(電気分野)	電気用品取締り法、輸出品の規制
3. シリア (小森所長)	①計量標準研究所 ②セメント工業振興計画 ③電力訓練センター	
4. エジプト (梅永所員)	①カフェルザヤト地域公害防止	昨年12月の企画のプロ形を参考
5. エチオピア (柿沼企画調査員)	①ダロールカリウム開発プロジェクト ②カロプガス開発プロジェクト ③アルトランガーノ地熱発電計画 ④水力発電は伊のF/Sを見せてくれない(対応が悪い)	世銀の報告書を参考 伊のF/Sを参考
6. ガーナ (甲斐次長)	①NUSUTA鉱山マンガン鉱物資源基礎調査 MMAJバリ所長が現地調査 サイト:下痢、マラリア(渡航期間12-4月)	平成6年は無理なので平成7年以降 酸化Mn(南ア、オーストラリア)とは異なる炭酸Mn(ブラジル、ガーナ)での電池製造工程
7. ザンビア (鍋屋所員)	①ZCCM民営化 ②中小企業	計量-工業標準-品質管理-生産性向上 インドネシア計量の報告書を送付 中小工業の開発調査の報告書を希望
8. マラウイ (稲村所員)	①金鉱床・ダイヤモンド有 ②石炭	

国名	要請案件調書	備考
9. モロッコ (伊禮所員)	①リフ地方鉱泉調査地熱利用ポテンシャル評価 ②ハウズ地方・地方分散電化計画(太陽、風力、小水力) ③リン鉱石処理(フンジン)コバルト鉱床探鉱	北部地域を重点開発(麻葉代替換金作物) 電力公社(ONE)は調査より資金を希望 C D E R(再生利用エネルギー開発センター) G T Zが太陽光プロジェクト実施 王の直系会社が実施しているので調整必要
10. ナイジェリア (西端所長)	①無煙炭ブリケット利用開発調査	1991年 I E E J 西アフリカ産炭国調査報告書を参考 治安が悪い(ハウサ、イボ、ヨルバの民族対立) ビアフラ戦争(1967~1970)
11. セネガル (朝日所長)	①紙パルプ及び医療用コットン製造計画調査 ②ダカール首都圏配電網整備 ③有用鉱物調査及び鉱山地質局支援	原料の安定供給、430万円程度で短期専門家の対応が妥当 来年1月にS/Wを予定 機材供与のような要請
12. タンザニア (阿部所員)	①中小企業開発計画調査 ②ビクトリア湖沿岸緑石地帯鉱山開発調査 MMA J ナイロビ所長が現地調査	金属加工分野へ日本の経験 セレンゲティ国立公園内、金探鉱をUNDP実施
13. テュニジア (濱崎所長)	①繊維産業セクターリストラクチャリング計画 ②金属加工業セクターリストラクチャリング計画 ③ビゼルト及びザルジス輸出加工区設立計画	世銀の構造調整、世銀の様子を見る(ワシントンに確認) 全体をするとE Cと摩擦(絞り込む)
14. ケニア (柴田所員)	①キスム・オルカリア送電線建設計画 ②鉱物資源総合賦存状況調査	世銀が地熱発電拡張計画予定 3つの地域で全地域をカバーしている

## IV 総合所感



## 1. 技術協力を巡る環境

- 1) 冷戦構造の崩壊、欧州諸国の援助疲れ等からアフリカ諸国に対する協力熱は低下傾向にある。一方従来アフリカに於けるプレゼンスが低かった日本に対する協力期待は高まっている。
- 2) サブサハラアフリカ諸国のパフォーマンスは、「低い農業成長、産業産出の減少、貧弱な輸出成果、増大する債務、悪化する社会指標、環境悪化、組織能力の継続的な低下」(1989年世銀レポート)と広汎な困難な問題をかかえている。この原因の中には、ドナー側の問題だけでなく、受入国側にも根の深い問題がある。ドイツは、協力を実施する前に当該国に対し、社会学的なアプローチによる調査分析を実施している旨参加者から報告されたが、我が国に於いても周辺情報を十分に把握した上で技術協力に取り組むべきかと思われる。
- 3) アラブ諸国に対しては、イスラエルとPLOとの暫定平和協定の成立、産油国との深い経済関係もあり着実に技術協力関係を深めていくことが肝要と思われる。

## 2. 協力側の課題

- 1) サブサハラアフリカ諸国ではプロジェクトの借款は少なく、むしろ無償資金協力の実績が多いこともあり、開発調査の意義、方法に対する理解度が低い国が多い。事務所側でも開発調査の経験がない又は経験の浅い事務所がある。当該地域に対する開発調査の浸透を図るためには、手続き等利用方法に関し、理解し易いように具体的に記述する必要がある。また英文の説明書のみならず少なくとも仏文の説明書を作成すべきであろう。
- 2) 我が国は開発調査、一般無償、専門家派遣等各種のスキームを用意しているが、これが全く別々のスキームであると理解されているきらいがある。開発調査と無償、プロジェクトタイプ技術協力、専門家派遣等と有機的連係を深めて実施することの必要性が痛感される。特にサブサハラアフリカでは、独力の資金によるプロジェクト実施の可能性が乏しいからである。
- 3) 事務所のプロジェクトに対する着眼は当を得ているケースが多いので、専門技術者の助力により立派なプロジェクト形成ができる。従って各事務所においては有望とされる分野の案件発掘形成に関し企画調査員を積極的に活用すること。
- 4) また、現地の情報収集にはローカルコンサルタントの協力、在外専門調整員活用が非常に役立つ例が紹介された。特にサブサハラアフリカ諸国では、事務所のみで内部情報を取得することは極めて困難と思われ、同制度の活用について特段の配慮を払う必要がある。

### 3. 地域会議の効果

今次中近東・アフリカ地域プロジェクト選定確認調査・地域会議は、イスラエルとPLOとの暫定平和協定の成立直後であり、東京で「アフリカ開発会議」が開催されている時期に開催されたもので、時宜に合った会議となった。

会議は参加者全員から「案件発掘の状況と問題」「案件発掘の実際」「調査団方式による案件発掘の功罪」「案件調査後の現地のフォローの状況」等につき発表があり、それに対する質疑応答、多数の個別案件の説明等々で極めて熱気のあるものとなった。また本部からも事務所が不案内な情報を提供することにより参加者は多分の啓発を受けたものと理解される。

については情報交換がややもすれば疎となる地域において、このような地域会議を開催することは爾後の優良案件発掘に有意義な効果をもたらすだろう。

## V 会 議 資 料





平成5年度中近東・アフリカ地域プロジェクト選定確認調査・地域会議日程（9/29～10/5）

日 順	時間（午前）	内 容	発表者（担当）	時間（午後）	内 容	発表者（担当）
第一日 9/29 (水)	09:30-10:15	挨拶	棚橋鈺調部長	14:00-14:30	プロジェクト選定確認調査の実際	棚橋鈺調部長
	10:15-10:30	挨拶	中村英国所長	14:30-15:30	案件選定のポイント（地域政策的観点） （ブレイク）	横山（外務省）
	10:30-11:15	日程説明、自己紹介等	十郎（鈺調部）	15:45-16:25	鈺工業案件の選定のポイント（通商政策的観点）	伊藤（通産省）
	11:15-11:45	平成4年度事業実績の報告	力石（企画部）	16:25-16:50	鈺工業案件の選定のポイント（技術的観点）	十郎（鈺調部）
	11:45-12:15	平成5年度事業計画の報告	力石（企画部）	16:50-17:20	プロジェクト形成基礎調査の実際（エネルギー分野）	鈴木（鈺調部）
				17:20-17:45	プロジェクト選定調査の実際（資源開発分野）	松本（鈺調部）
				17:45-18:00	事務連絡 英国事務所主催レセプション	長谷（鈺調部）
第二日 9/30 (木)	09:30-10:30	中近東・アフリカ地域開発調査実施上の問題 （ブレイク）	桜田（社調部）	14:00-15:15	『在外事務所における案件発掘の状況と問題点』：発表形式 在外事務所が考えるプロジェクト発掘のあり方と実際 （ブレイク）	(4事務所)別2
	10:45-12:00	『在外事務所における案件発掘の状況と問題点』：発表形式 分野別にみたプロファイの現状と問題点	(4事務所)別1	15:30-17:00	上記発表に対する討論	
				17:00-17:15	事務連絡	長谷（鈺調部）
第三日 10/1 (金)	08:30-09:15	『在外事務所における案件発掘の状況と問題点』：発表形式 調査団派遣によるプロファイ・プロ形のメリット・デメリット	(3事務所)別3	14:00-15:00	在外事務所に期待される対応 （ブレイク）	力石（企画部）
	09:15-10:00	プロファイ・プロ形の後の現地でのフォローの現状	(3事務所)別4	15:15-16:30	質疑応答	鈴木（鈺調部）
	10:00-11:00	上記発表に対する討論 （ブレイク）	十郎（鈺調部）	16:30-16:45	事務連絡 調査団主催レセプション	長谷（鈺調部）
	11:15-12:30	OECF講話	後藤首席駐在員			
第四日 10/4 (月)	08:30-09:20	『個別協議』 ジョルダン（鈺）、エチオピア（社）、ガーナ（農）	各部別	14:00-14:40	『個別協議』 エチオピア（鈺）、ジョルダン（社）、シリア（農）	各部別
	09:30-10:20	サウディアラビア（鈺）、ケニア（社）、マラウイ（農） （ブレイク）	各部別	14:40-15:20	ガーナ（鈺）、サウディアラビア（社）、エジプト（農） （ブレイク）	各部別
	10:30-11:20	シリア（鈺）、ガーナ（社）、エチオピア（農）	各部別	15:30-16:10	ザンビア（鈺）、シリア（社）、ジョルダン（農）	各部別
	11:30-12:20	エジプト（鈺）、マラウイ（社）、ケニア（農）	各部別	16:10-16:50	マラウイ（鈺）、エジプト（社）、サウディアラビア（農）	各部別
第五日 10/5 (火)	08:30-09:20	『個別協議』 モロッコ（鈺）、チュニジア（社）、タンザニア（農）	各部別	14:00-14:40	『個別協議』 チュニジア（鈺）、モロッコ（社）、セネガル（農）	各部別
	09:30-10:20	ナイジェリア（鈺）、タンザニア（社）、ザンビア（農） （ブレイク）	各部別	14:40-15:20	ケニア（鈺）、セネガル（社）、ナイジェリア（農） （ブレイク）	各部別
	10:30-11:20	セネガル（鈺）、ザンビア（社）、チュニジア（農）	各部別	15:30-15:45	事務連絡	長谷（鈺調部）
	11:30-12:20	タンザニア（鈺）、ナイジェリア（社）、モロッコ（農）	各部別	15:45-16:45	総括及び閉会挨拶	棚橋鈺調部長

別1：①セネガル、②モロッコ、③エチオピア、④ケニア  
 別2：①ガーナ、②シリア、③タンザニア、④ザンビア  
 別3：①エジプト、②サウディアラビア、③マラウイ  
 別4：①チュニジア、②ジョルダン、③ナイジェリア

会議進行：十郎（鈺調部）  
 鈴木（鈺調部）





平成5年度中近東・アフリカ地域プロジェクト選定確認調査・地域会議参加者氏名（敬称略）

1. 中近東・アフリカ地域在外事務所

ジョルダン	森 靖之
サウディアラビア	佐藤 忠
シリア	小森 毅
エジプト	梅永 哲
エチオピア	柿沼 潤
ガーナ	甲斐 寿治
ケニア	柴田 信二
マラウイ	稲村 次郎
モロッコ	伊禮 英全
ナイジェリア	西端 則夫
セネガル	朝日 紀樹
タンザニア	阿部 幸生
チュニジア	濱崎 文彦
ザンビア	鍋屋 史朗

2. 本部調査団

団長・総括	棚橋 滋雄	(鉱工業開発調査部長)
	横山 博文	(外務省開発協力課)
	伊藤 弘幸	(通産省技術協力課)
	桜田 幸久	(社会開発調査部計画課長)
	力石 壽郎	(企画部地域第三課長)
	須藤 和男	(農業水産開発調査部計画課課長代理)
	十郎 正義	(鉱工業開発調査部計画課課長代理)
	長谷ひろ美	(鉱工業開発調査部計画課)
	鈴木 薫	(鉱工業開発調査部資源開発調査課)
	松本 和子	(鉱工業開発調査部資源開発調査課)

3. オブザーバー

中村三樹男	(英国事務所長)
橋本 忠夫	(英国事務所)
鈴木 治夫	(フランス事務所長)

平成4年度事業実績の報告(1)

事務所名	鉱工業開発分野	社会開発分野	農業開発分野
サウジアラビア	海水淡水化技術協力計画(82.1-95.2)		
ヨルダン			
シリア			
エジプト	ディケラ製鉄所拡張計画(92.11-93.9)	シナイ半島地下水開発計画(88.6-92.10) スエズ湾臨海部開発計画(91.9-93.10) 全国自動車輸送システム開発計画(91.12-93.10)	バハルヨセフ地区灌漑整備計画(90.10-92.12)
チュニジア	スファクス公害対策計画(90.12-93.9)	中部地域国土基本図作成調査(90.2-94.1) 都市洪水対策計画(92.11-94.8)	
モロッコ			ウェルガ河流域農業開発計画(90.11-92.11) 新炭林植林地域開発調査(92.4-94.10)
エチオピア			
ガーナ			
ケニア	モンバサ地域資源開発調査(90.3-93.3)	ナイロビバイパス建設計画(89.2-92.8) 全国水資源開発計画(89.9-92.8) ナクル市下水道施設修復・拡張計画(93.1-94.3)	
ザンビア		全国通信網整備計画(92.4-93.8) 全国水資源開発計画(93.1-95.10)	農業実証調査(87.10-93.2)
セネガル		ダカール市周辺地域下水・排水施設整備計画 (92.12-94.9)	
タンザニア	ダルエスサラーム市電力供給拡充計画(92.9-94.1)	ムワンザゲイタ地域国土基本図作成調査 (91.2-94.10) ルプ川水資源開発計画(92.10-94.5)	
ナイジェリア		全国水資源総合開発計画(91.10-94.6)	
マラウイ			ブワンジェバレー灌漑農業開発計画(92.4-94.2)

平成4年度事業実績の報告(2)

国名	鉱工業開発分野	社会開発分野	農業開発分野
アルジェリア		主要港湾整備計画(90.9-92.12)	
イエメン	マフラク・セメント工場拡張計画(91.12-92.11)	サナア地下水開発計画(91.7-93.10) 93.3- 中断	
イラン	エネルギー計画(91.6-94.3)	総合港湾整備計画(93.2-95.3)	ハラース河流域農業開発計画(90.8-93.7)
オマーン			ネジド地方農業開発計画 II(90.10-95.9)
トルコ	キューレ地域資源開発調査(92.3-95.3) キョブルバシ水力発電計画(92.6-94.6)	高速道路維持管理・交通管理計画(91.11-93.7) セイハン川洪水予警報システム計画調査 (92.7-94.9)	水産資源調査(90.10-93.11)
カメルーン	メンベレ水力発電開発計画(90.3-93.10)		
象牙海岸			ヌジ川流域農村総合開発計画(93.2-95.3)
マダガスカル	南部地域資源開発調査(91.6-94.3)	アンティラナナ港整備計画(92.3-94.10)	
マリ	フグニ地域資源開発計画(91.11-94.3) ナラ地域太陽光発電揚水計画(93.3-94.12)		ナラ地域農業開発計画(93.3-94.11)
ニジェール	シルバ地域資源開発調査(92.8-95.3)	南西部国土基本図作成調査(92.2-95.7)	
ウガンダ		電気通信網長期計画(93.3-94.10)	中部農業総合開発計画(92.4-94.8)
ブルキナ・ファソ			ムラウン川上流域農業総合開発計画(91.3-94.7)
ジンバブエ	マコンデ地域資源開発調査(92.2-95.3)	地方電気通信網整備計画(90.1-92.11)	
ジブティ		ジブティ港オイルバス改修計画(93.2-95.3)	
件数	15件	22件	12件

平成5年度事業計画の報告(1)

事務所名	総工業開発分野	社会開発分野	農業開発分野
サウジアラビア	<継続>海水淡水化技術協力計画(82.1-95.2)		
ジョルダン		<新規>地下水淡水化計画	
シリア			
エジプト	<継続>ディケラ製鉄所拡張計画(92.11-93.9)	<継続>スエズ湾臨海部開発計画(91.9-93.10) <継続>全国自動車輸送システム開発計画(91.12-93.10)	<新規>オモウム地域農村環境整備計画
チュニジア	<継続>スファクス公宮対策計画(90.12-93.9)	<継続>中部地域国土基本図作成調査(90.2-94.1) <継続>都市洪水対策計画(92.11-94.8)	
モロッコ		<新規>ブレ・リフ地方飲料水供給計画	<継続>務農林植林地域開発調査(92.4-94.10)
エチオピア			<新規>ベッチョ平原洪水対策プロジェクト
ガーナ			
ケニア	<新規>グランドフォールズ水力発電計画	<継続>ナクル市下水道施設修復・拡張計画(93.1-94.3) <新規>全国観光開発計画 <新規>道路網整備マスタープラン	
ザンビア		<継続>全国通信網整備計画(92.4-93.8) <継続>全国水資源開発計画(93.1-95.10)	<新規>モング地域農林開発計画 <新規>西部地区チーク林資源調査
セネガル		<継続>ダカール市周辺地域下水・排水施設計画(92.12-94.9)	
タンザニア	<継続>ダルエスサラーム市電力供給拡充計画(92.9-94.1)	<継続>ムワンザゲイタ地域国土基本図作成調査(91.2-94.10) <継続>ルプ川水資源開発計画(92.10-94.5) <新規>ダルエスサラーム道路開発計画(93.6-94.12)	
ナイジェリア		<継続>全国水資源総合開発計画(91.10-94.6)	
マラウイ			<継続>フワンジェバレー灌漑農業開発計画(92.4-94.2)

平成5年度事業計画の報告(2)

国名	鉱工業開発分野	社会開発分野	農業開発分野
アルジェリア			
イエメン			
イラン	<継続>エネルギー計画(91.6-94.3)	<継続>総合港湾整備計画(93.2-95.2)	<継続>ハラース河流域農業開発計画(90.8-93.7)
オマーン	<新規>工業開発基本計画調査 <新規>発電・海水淡水化プラント開発調査	<新規>道路施設整備計画(93.7-94.11)	<継続>ネジド地方農業開発計画Ⅱ(90.10-95.9)
アブダビ			<新規>リモートセンシングによる地下水調査
トルコ	<継続>キューレ地域資源開発調査(92.3-95.3) <継続>キョブルバシ水力発電計画(92.6-94.6)	<継続>高速道路維持管理・交通管理計画 (91.11-93.7) <継続>セイハン川洪水予警報システム計画調査 (92.7-94.9)	<継続>水産資源調査(91.10-93.11) <新規>クチュクメンデレス川流域灌漑農業開発 計画
カメルーン	<継続>メンベレ水力発電開発計画(90.3-93.10)		
象牙海岸			<継続>ヌジ川流域農村総合開発計画(93.2-95.3)
マダガスカル	<継続>南部地域資源開発調査(91.6-94.3)	<継続>アンティラナ港整備計画(92.3-94.10)	
マリ	<継続>フグ地域資源開発計画(91.11-94.3) <継続>ナラ地域太陽光発電揚水計画(93.3-94.12)		<継続>ナラ地域農業開発計画(93.3-94.11)
ニジェール	<継続>シルバ地域資源開発調査(92.8-95.3)	<継続>南西部国土基本図作成調査(92.2-95.7)	
ウガンダ		<継続>電気通信網長期計画(93.3-94.10)	<継続>中部農業総合開発計画(92.4-94.8)
ブルキナ・ファソ			<継続>ムラワン川上流域農業総合開発計画 (91.3-94.7)
ジンバブエ	<継続>マコンデ地域資源開発調査(92.2-95.3)		<新規>クドウ・ダム灌漑計画
ジブティ		<継続>ジブティ港湾開発計画(93.2-95.3)	
件数	<継続>13件、<新規>3件	<継続>18件、<新規>6件	<継続>9件、<新規>7件

## プロジェクト選定確認調査の実際（1）

鉦工業開発調査部計画課において所管するプロジェクト選定確認調査団の派遣に至るまでの作業・調整等につきその流れに沿って簡単にまとめる。

### I. 事前検討（調査対象国の決定）

1. 要請案件の検討
2. 対象国の位置付け
3. 関係各省（通産省、外務省）の意向
4. 企画部、在外事務所の意向
5. 当事業部としての戦略

上記を基にして、大きな方向性を決定する。

### II. 調査形態の決定

1. 有望要請案件がある（提出済の）場合
2. 有望要請案件はないがサイド情報として先方ニーズが把握できる場合
3. 有望要請案件はないが当方サイドにおいて調査の意向が強い場合  
（新規援助対象国等）

### III. 各調査形態における調査団派遣までの取り進め方（マンデイトの決定）

### IV. 調査結果の検討、方向づけの決定

## I. 事前検討（調査対象国の決定）

年度の始まる前、各国から要請書が出揃った段階（通常2月～3月）において以下の情報を基に、次年度の選定確認調査団の計画を策定する。

### 1. 要請案件の検討

9月30日を持って提出される各援助対象国からの要請案件を検討し有望案件の抽出を行う。この場で、①開発調査として技術的に可能であるかの確認、②開発調査を実施するにあたり問題となる事項（先方実施態勢、コンサルタントの能力等）、③要請の背景（コンサルタント、商社の動き等も）を明確にする。

（参考資料・情報収集方法）

- ①過去の類似調査のレポート
- ②原課のコメント
- ③商社等のコメント

### 2. 対象国の位置付け

対象国の重要性を関係機関との協議の場等を使い明確にする。例えば、アセアン諸国の場合、当事業部との関係の継続性をかんがみて毎年複数案件の採択を行う。

### 3. 関係各省（通産省、外務省）の意向

（通産省）各部局の意向（石炭部、工業部、発電課等）、関係団体（JETRO、NEDO、ECFA、日本プラント協会）等の動きを踏まえ、通産省技術協力課の取りまとめのもと先方の要望が出てくる。これらの意向より当方として可能であるかどうか、計画課の課長・課長代理を主体に調整を行う。

NEWAID等はJETRO等の動きにより調査自体に影響が及ぼされる。

中東等に関しては石油等の通商政策上の観点から案件を発掘する必要がある場合もある。（この場合外務省からも同様の要望が出てくる場合もあり）

また、通産省より各国大使館に出向している技術協力担当者、場合によっては通産省出身の大使の関係から開発調査の実施の要望等を受けることもある。

（外務省）外務省の場合は通常各国大使館の大使、技術協力担当者の意向が主体となるが、それ以外にも援助国会議等の関係からプロファイ等の要望が出る場合がある。

上記事項に関してはJICA、当事業部等の方針に合わない場合が出てくるが、その時には協議を積極的に行い、案件の採択に対して問題提起を行う。しかしそれが不可能な場合には、調査の内容等に関して先方政府等の意向に十分合うように各担当者が努力し案件の刷り合わせを行い、開発調査として意義のある案件とするよう努める。

#### 4. 企画部、在外事務所の意向

(企画部) 企画においては全体の取りまとめを行っているが、基本的に全体との整合性がある程度整っていけばなんら問題は起こらない。

(在外事務所) 通常在外事務所において各案件の優先度をつけているのでその点に留意をして案件の選定を行う。余り大きな違いがある場合等は毎年4月における在外事務所長会議等を通じて調整を行う。

#### 5. 当事業部としての戦略

上記事項を勘案して事業部としての方向性を決める。その際の留意点としては

- ①工業開発調査課案件と資源開発調査課案件のバランス。
- ②重点地域の取扱
- ③調査の継続性(省エネルギー等)

以上の点から年度ごとのプロジェクト選定確認調査団の派遣計画を、各種国際会議、年次協議当の時期を頭に入れながら、重み付けしてスケジュールを合わせ策定する。

また、この際原課との調整をつけ、予備調査団にて対応するもの、当課にて対応する案件との仕分けを行う。

## Ⅱ．調査形態の決定

上記事前検討の結果を受け、調査団の派遣を決定した場合の、その調査形態を以下の場合に分け検討し方向性を決定する。

### 1．有望要請案件がある（提出済の）場合

要望内容の確認及び開発計画における位置付け、プライオリティの聴取を行い、わが方の協力可能性について検討する。

### 2．有望要請案件はないがサイド情報として先方ニーズが把握できる場合

先方のニーズを確認し、開発調査のスキームで対応可能かどうかを検討する。可能である場合には、要請書の提出を促す。

### 3．有望要請案件がないが当方サイドにおいて調査の意向が強い場合

（新規援助対象国等）

開発調査の仕組みを説明し、要請書の提出を促進する。

## プロジェクト選定確認調査の実際（２）

プロジェクト選定確認調査の目的は、優良案件の発掘である。

優良案件とは、実現性が高く、かつ相手国の経済開発計画、国家目標に合致するものである。

したがって、当調査の第一義は、先方のニーズの把握である。

ニーズが確認された後、そのニーズが提起された背景の確認をする。

さらに、関連情報の収集を行う。

確認事項及び収集資料を持ち帰り、調査団としての見解をとりまとめ、関係機関に対応方針を図る。

1. 要請案件の整理

先方の要望 (1) 経済自由化支援調査

(2) 中小企業開発調査

2. 専門分野団員の決定

要請案件に関連し、経済計画 1 名及び工業振興計画 1 名

3. 関連情報の収集

タンザニアの現状

当部で実施済の類似調査

他のドナーによる協力の状況

4. 対処方針の検討

(1) 経済自由化支援調査

先方の要望を確認すると共に、世銀、UNDPより実施済の同種の調査の内容を総  
取する。

質問書の作成 (世銀、UNDP宛) ・実施済の調査の内容

・今後の協力の方針

(2) 中小企業開発調査

構造調整政策における中小企業育成の位置付け、要請に至った背景、わが方への要  
望内容、タンザニアの中小企業の実態につき総取する。

質問書の作成 ・中小企業を育成したい理由

・中小企業の定義と現状

・重点分野

(3) その他

構造調整政策を実施しているタンザニアに対してわが国の協力の可能性がある手法  
としては、特定国営企業をモデルケースとして行うリストラクチャリングが考えら  
れる。先方にこのような調査の対象になるような代表的な国営企業があるかどうか  
を照会する。

質問書の作成 ・国営企業の民営化の現状

## 5. 現地調査

先方との協議をもとに調査団としての見解をとりまとめる。

### (1) 経済自由化支援

先方の要望に関しては、国際機関及び他のドナー国がすでに同種の調査を実施済であることが確認された。

#### (調査団見解)

我が国が調査を実施する必要性は大きくはない。

### (2) 中小企業開発調査

中小企業振興の必要性が非常に大きく、国際機関も関心を持っていることが確認された。

#### (調査団見解)

中小企業振興策の策定を提案。

### (3) その他

国営企業の民営化が進展中であることが確認された。

#### (調査団見解)

リストラに関する開発調査として取り上げるべき国営企業は見当たらない。

## 6. 帰国報告会

## 鉦工業開発調査の事例の一部

1. 工場団地、工場立地政策
  - 1) 工業団地、工業モデル団地計画
  - 2) 輸出加工区開発(計画)
  - 3) 地域工業振興計画
  
2. エネルギー開発(インフラの整備)
  - 1) 水力発電開発計画
  - 2) 揚水発電開発計画
  - 3) 小水力発電・地方電化計画
  - (4) 太陽光発電地方電化計画]
  - 5) 送変電整備増強計画
  - 6) 送配電網整備計画
  - 7) 石炭火力発電開発計画
  - 8) 地熱開発計画
  
3. 環境改善
  - 1) 産業廃水処理計画
  - 2) 悪臭防止管理計画
  - 3) 大気汚染管理計画、発電所排煙脱硫対策
  - 4) 鉦山公害対策計画
  - (5) 流動床燃焼石炭火力発電
  
4. 工業標準化、品質管理振興計画、産業統計センターの設立
  
5. 省エネルギー対策、GREEN AID PLAN
  
6. 個別分野(包装、繊維、衣料等)振興計画、NEW AID PLAN
  
7. 中小企業振興計画
  
8. 工場の建設  
セメント工場、クエン酸工場
  
9. 工場の近代化
  - 1) 中国の工場近代化
  - 2) リハビリ、リストラ、リノベーション等再生計画  
(紡績、HMT、製紙、鉄ペレット等)
  - 3) 鉦山近代化

## 案件選定のポイント（地域政策的観点）

### I. 開発調査運用方針

#### 1. 開発調査の二面性

開発のための準備と技術協力（技術移転）の二面性をもつ

#### 2. 事業化の現状と連携の必要性

途上国が開発調査に要望しているのは、次のステップへ進むための準備であり、援助の効果的・効率的実施の観点からも開発調査の事業化は必要。

#### 3. F/Sタイプ開発調査の事業化のための連携に向けての対応

調査期間の短縮化と緊急開発調査の実施を検討してくとともに、無償資金協力、有償資金協力との連携の強化を図る。

#### 4. M/P及び地形図・各種資源調査の利用

案件選定に当たっては、先方開発計画における位置づけ、プライオリティに留意するとともに、具体的なプロジェクト発掘の可能性につき留意する。

#### 5. ニーズの多様化への対応

技術、ノウハウの移転に重点を置きたいいわゆるソフトタイプの開発調査への対応。

#### 6. 在外公館、在外JICA事務所への要望事項

開発調査のイメージチェンジ、在外における案件評価機能の向上及びフォローアップの充実、案件発掘・形成及びきめ細かい助言、指導、情報収集。

### II. 中近東・アフリカ地域における開発調査

#### 1. 案件選定のポイント

先方の最終的な目標及び調査の必要性、目的、内容等が明確であり、調査の実施に問題がないこと、調査結果が活用されることを重視。

分野的には、基礎生活（特に水供給）、基礎インフラ、環境分野を重視し、外貨獲得、輸入代替、ソフト面への協力、既実施済援助を一層効果的に活用することを目的にした案件についても検討。

形態としては、事業実施を目指すF/S調査の他、優良案件発掘、基礎資料提供のための調査（M/P等）についても重視する。

#### 2. 要望調査の記載上の要望

正式要請、TORの提出を確保し、開発調査を実施する際の前提条件の確認、関連情報の収集、先方における位置づけ、資金目途等についての記載等。

## 鉱工業案件の選定のポイント（通商政策的観点）

### 1. 鉱工業案件にかかわる開発調査の役割等

- 発展途上国の発展の実現のためには、我が国の経済発展の中で蓄積された知見、経験を最大限に活用していくことが重要である。この観点から、技術協力の実施には、開発調査、専門家派遣、研修生受入等の協力別スキーム（ヨコ割り）及び貿易促進、鉱業等の分野別（タテ割り）の団体との密接な連携の下に行われている。
- 開発調査には、大きく分類し、特定の開発プロジェクトについての計画の策定を行うフィージビリティ調査及び鉱工業分野の各種の基本開発計画を策定するマスタープランとに分かれる。
- フィージビリティ調査は、その後、我が国、あるいは諸外国、国際機関の資金協力等の推進のための重要資料ともなる。
- マスタープラン調査の場合は、その後、人造り協力（専門家派遣、研修生受入）、投資促進、輸入促進等につながることもある。
- したがって、他の協力の実施、推進に資するような優良な案件を発掘していくことが重要である。

### 2. 中近東・アフリカ地域の調査案件選定について

#### (1) 案件選定のポイント

- それぞれの国の経済発展に即したもの、あるいは、その国の経済計画政策等に合致もしくは、その実施の指針となるような案件を重視。
- 調査を実施した後、実現の可能性の高いもの、または、他の協力の実施、推進に結びつくような案件を重視。
- 調査案件の分野について、エネルギー分野及び工業分野のいずれかにあまり偏重のないように配慮。

#### (2) 案件選定にあたっての要望事項

- 予算的な制約もあるが、調査を実施にあたっては、ある程度継続性をもって行えるように、案件発掘についても、毎年それぞれの分野で平均的に行われるよう要望。
- また、海水淡水化関連、砂漠緑化関連等、大規模の案件について、関係事務所等で密接に連携をとりながら行うよう要望。

## 中近東・アフリカ地域開発調査実施上の問題

### (鉱工業分野)

#### 1. 中近東・アフリカ地域の現状及び傾向

- 現在、環境問題、市場経済化移行支援関連の案件が増加している傾向にある。
- 中近東地域の実績については、案件別では全体の12%であり、そのうち、分野別では、電力、工業が高い比率となっている。
- アフリカ地域の実績については、案件別では全体の10%であり、そのうち、分野別では、電力が高い比率となっている。
- 中近東・アフリカ地域における特徴的な案件としては、海水淡水化開発調査、砂漠緑化に関する開発調査がある。

#### 2. 開発調査実施上の問題点

- 中近東・アフリカ地域の実施案件は、さほど多くない。これは、地理的に遠隔、欧州との関係が強いこと、情報収集、交換に時間を要する等であると思われる。
- 事業規模別からみて、中近東地域は比較的大規模な案件も実施しているが、アフリカ地域の特に工業分野については、比較的規模の小さいものとなっている。これは、国によっても異なるが、農業部門が中心に行われており、工業部門の比率が低いためであると思われる。
- 調査の実施にあたっては、治安、疫病等にも配慮する必要がある。
- したがって、鉱工業分野の開発調査を継続して実施するためには、関係機関等とより密接な調整を行い、それぞれの国の経済政策のニーズに対応した調査を行うとともに、経済発展度に即した調査を行う必要がある。

#### 3. 開発調査実施上の要望

- 制約された予算内で、より優良な案件を効率的に実施していくためには、関係機関等とのより密接な調整、情報交換等を要望。
- 実施にあたっては、円滑に業務が行われるように調査団員の安全確保の配慮等について要望。

鉱工業案件選定のポイント（技術的観点）

1. 工業分野	ポイント
(1) 各種プラント建設F/S	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関連インフラ（電気、水、道路等）の整備状況</li> <li>②原料の確保状況及び見込み</li> <li>③サイト候補地が決定しているか（複数の候補地）</li> <li>④製品の市場を過大評価していないか</li> <li>⑤輸入代替か輸出か</li> </ul>
(2) 工業団地、輸出加工区等F/S	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サイト候補地の準備状況（複数の候補地）</li> <li>②工業団地建設の目的が明確であるか（マスタープランの有無、国内企業の誘致、外国企業の誘致）</li> <li>③関連インフラ（電気、水、道路、港等）の整備状況</li> <li>④環境に対する影響が小さいこと</li> </ul>
(3) 環境関連案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①発生源対策が主要な目的であること</li> <li>②汚染源となっている工場、発電所等が明確であること</li> <li>③工場への立ち入り検査が可能であること</li> <li>④マクロの環境モニタリングやそのシステム作りは社調案件</li> </ul>
(4) 工場リハビリ、企業リストラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対象工場が国営であること</li> <li>②当該工場がその国の産業にとって重要な位置付けにあること</li> <li>③近代化のターゲットが明確であること（生産量のアップ、設計生産能力への回復、生製品の多様化等）</li> <li>④関連産業（需要側）の市場動向のデータがあること</li> </ul>
(5) 省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該国のエネルギー政策が明確になっていること</li> <li>②当該国のエネルギー価格が比較的高いこと</li> <li>③調査協力対象はあくまでも相手国政府機関であるが、対象工場がすべて民営企業の場合等はそのうちいくつかをモデル工場として位置付け、当該業種の省エネ計画を作成するので結果的に民営企業が対象になることもありうる</li> <li>④対象となる産業（工場、業務）がエネルギー多消費型で、かつその国でのエネルギー消費のウエイトが大きい</li> <li>⑤エネルギー診断を実施する機関（カウンターパート）が存在すること</li> </ul>
(6) 工業振興マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>①どのセクターの産業を進行させたいのかが明確なこと</li> <li>②輸入代替型の産業振興か輸出振興か</li> <li>③基礎となる産業統計・各種データが入手可能か</li> <li>④工業標準化等産業インフラの整備計画では、その実施機関の体制が充分か</li> </ul>

2. エネルギー分野	ポイント
(1) 水力発電案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電力需要の見通しおよび開発規模等の観点から、適正な計画となっているか</li> <li>②国家計画の中に当該開発計画が位置付けられていること</li> <li>③国際河川でないこと</li> <li>④「多目的ダム」の場合、水力発電が主たる開発目的となっていること</li> <li>⑤調査実施可能な地点であること（アクセスが可能であること）</li> <li>⑥環境に与えるインパクトが小さいこと</li> <li>⑦水門関係のデータができるだけ確保されていること</li> <li>⑧揚水できる夜間電力が存在していること（揚水発電）</li> </ul>
(2) 火力発電案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電力需要の見通しおよび開発規模等の観点から、適正な計画となっているか</li> <li>②国家計画の中に当該開発計画が位置付けられていること</li> <li>③サイト候補地の準備状況（立地地点が具体的であること）</li> <li>④使用燃料種別が決定していること（石炭、ガスなどの別）</li> <li>⑤燃料確保の見通しがあること</li> </ul>
(3) 送配電網案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①電源開発計画、系統計画が明確になっていること</li> <li>②系統信頼度の向上、送電ロスの低減に資する調査であること</li> </ul>
(4) 地熱発電案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①他のエネルギー資源に比べ地熱開発に高いプライオリティの置かれていること</li> <li>②開発に伴うリスクが大きいため、地熱の賦存量がかなりの確度で明確なこと</li> <li>③維持管理に負担がかかるので、C/Pにその能力があること</li> <li>④水が十分に確保できること</li> <li>⑤調査実施可能な地点であること（アクセスが可能であること）</li> <li>⑥C/Pが、基礎地質調査から発電まで一環した事業を行っている機関であるか、または調査を行う機関と発電を行う機関に密接な連携があること</li> </ul>
(5) 新エネルギー案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力発電は調査対象としない</li> <li>②技術的に実証され確立されたものであること</li> <li>③自然エネルギーは現状では経済性がないので、在来型エネルギーと競合する計画でないこと</li> <li>④自然エネルギー導入に適した自然環境があること</li> <li>⑤地方電化の場合、その地域で電気事業が営まれる可能性があるか</li> </ul>
(6) 環境関連案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①周辺環境汚染の主たる原因が発電所であること</li> </ul>
3. 資源開発分野	ポイント
(1) 資源開発調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地質鉱床ポテンシャルの高いプロジェクトを重視する。</li> <li>②ベースメタル・金を優先する。</li> <li>③C/Pは公的機関であること。（鉱山公社、地質調査所等）</li> </ul>
(2) 地域開発計画調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資源開発調査等で有望と認められ、新規の鉱山開発を行なおうとする地域を対象とする。</li> <li>②既存鉱山の再開開発を行なおうとしている地域を対象とする。</li> </ul>

## プロジェクト形成基礎調査の実際(エネルギー分野)

### (I. 前提の妥当性確認)

電力セクター案件に限らずプロジェクト形成の前提として、次の事項について相手国に確認する必要がある。

#### 1. 案件の妥当性

- 1) ニーズの整合性(国家開発計画、国別援助指針)
- 2) 環境制約要因(自然・社会的状況)
- 3) 過去の関連調査の結果(技術的・経済的実現可能性)
- 4) 他の案件との連携(有償資金、無償資金、技協(加技、ミニプロ、専門家)、協力隊)(国際機関(世銀・AfDB・UNDB)、第3国機関、NGO)

#### 2. 調査の妥当性

- 1) 対象地域の治安・生活環境
- 2) データの入手可能性

#### 3. 実施体制の妥当性

- 1) 関係省庁、公社の組織、位置付け(関連政策・制度を含む)
- 2) C/P機関の取組み姿勢、計画の立案能力
- 3) C/P機関の技術能力、資金能力

#### 4. 実現の可能性

- 1) 資金計画(資金調達)
- 2) 事業化計画(運営管理体制)

### (II. 内容の妥当性確認)

また、内容の妥当性については、全体の電力セクターの開発計画における位置付け並び優先順位を確認する必要がある。

そのため、裏付け資料として、次のようなものが整備されていることが前提となり事前に質問状で確認を行う。

- 1) 経済指標(人口・GDP等)、国家政策、環境基準、電力開発計画
- 2) 電力統計、電気事業、電力需要、供給システム、経済分析指標

また、調査フロー及び方法論(特に需要想定)についての基本的な考え方について、相手側の要望についての理解を深める必要がある。

### (III. 過去の類似案件の紹介)

電力案件の代表的な事例として、次のようなものが過去に実施されている。

#### 1. セクターマスタープラン案件

- 1) エネルギー計画 2) 電力セクター総合エネルギー開発計画

#### 2. 発電開発等案件

- 1) 水力発電開発計画 2) 火力発電開発計画 3) 地熱発電開発計画
- 4) 流域開発計画 5) 石炭開発計画 6) 地熱資源開発計画

#### 3. 拡充・修復等案件

- 1) 送配電網拡充計画 2) 発電設備修復計画 3) 系統信頼性向上対策

#### 4. 再生エネルギー・地方電化案件

- 1) 小水力発電・地方電化計画 2) 太陽光発電・地方電化計画

### (IV. 実現化の可能性)

案件の実現化のためには、資金計画を分析する必要がある。100億～500億円程度の中規模なものが比較的实现化に進む場合が多く、円借(OECF)、輸銀、世銀、産油国基金が主な拠出先である。

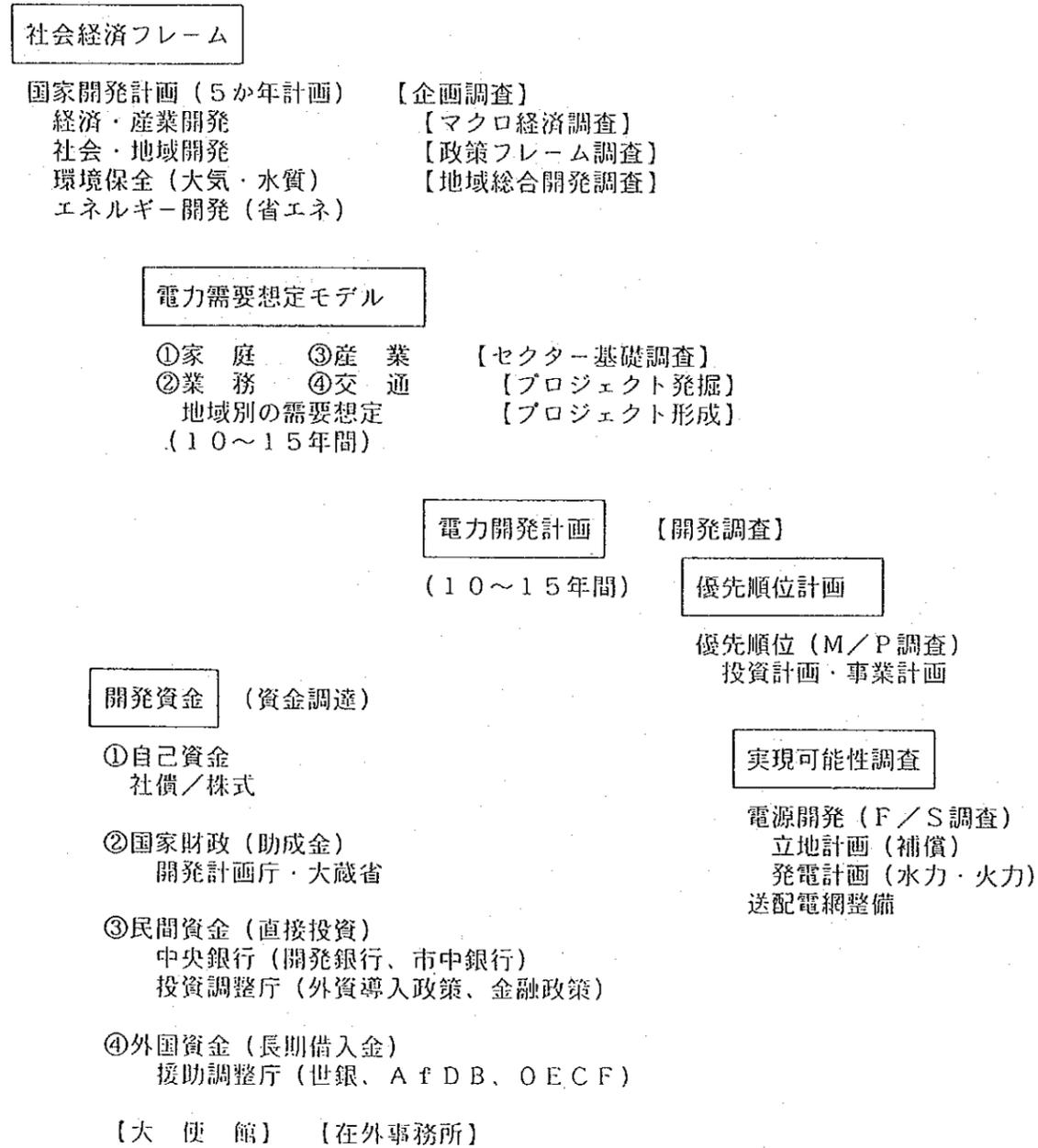
無償資金協力では、10～40億円程度の規模のもので技術協力との連携が多い。ディーゼル発電、小水力発電、太陽光発電及び首都圏配電網のようなものが規格的には可能性が高い。

開発調査による単独での技術協力でなく、専門家派遣及びミニプロ等の他の技術協力の形態やUNDPのような国際機関との連携が効果的である。





【電力セクターの調査フロー】



【必要なデータ項目】

(分野)	必要なデータ項目
1. マクロ経済	①社会指標 (気象・人口・輸送交通・建物・機器) ②経済指標 (GNP・所得・就業人口・物価・生産量・財政) ③エネルギー指標 (価格・生産・輸入・消費) ④国際指標 (為替・貿易収支・産業別輸出入)
2. 需要予測	⑤産業 (主要産業別の生産物量及び鉱工業生産指数) 製鉄・アルミ・非鉄・セメント・化学・製紙・パルプ ⑥家庭 (世帯数・家屋数) ⑦商業・政府 (ビル床面積) ⑧交通 (輸送量データ) 自動車・鉄道 (電車)・船舶・航空
3. 供給計画	⑨生産能力 (設備容量・稼働率) 石油精製・石炭コークス・電力 (火力・水力・原子力)・ガス ⑩輸送能力 (送電線網・ハイウェイ網・鉄道・その他) ⑪エネルギー転換能力 (発電容量・石油精製能力)
4. 省エネ対策	(機器効率、建築状況 (断熱材)、製造プロセス (熱効率))
5. 環境保全	(環境保全政策、環境規制基準値 (排出基準等))

電力供給システム

系統ネットワーク  
独立分散システム (地方電化)  
自家発電

実施機関

(人材育成、制度)  
エネルギー省・電力公社

①政策調整・計画立案  
開発促進制度  
【専門家アドバイザー】

②設計・工事監督技術  
【無償資金協力】  
【有償資金協力】

③運転・保守管理技術  
運営資金 (電気料金)  
【プロ技術協力】

1次エネルギー資源評価

石炭 石油 ガス  
包蔵水力 (流域)  
地熱資源  
太陽 風力  
バイオ 薪  
ベストミックス  
再生可能エネルギー (NEDO)

【資源基礎調査】



電力案件の概要

案件名	電力セクター開発計画	首都圏送配電網	水力発電開発	火力発電開発	石炭資源開発	地熱資源開発	小水力発電地方電化	太陽光発電地方電化
1. 要請の背景	電力供給不足が経済発展、特に産業需要の伸びを妨げている。石炭等の豊富な1次エネルギー資源の最適構成を検討する。	首都圏の人口増加による需要増加に供給が十分対応できない。また、設備老朽化及び維持管理不備のため停電、故障及び漏電事故等の問題が生じている。	流域の包蔵水力調査の結果を踏まえて、有望開発候補地点の実現可能性を検討する。	増加する電力需要に対応するため国産エネルギー資源（石炭等）利用による電源開発を検討している。	エネルギー政策の一環として石炭資源開発が促進されている。国内における発電燃料としての位置付け、並びに、海外輸出による外貨獲得の位置付けのものが考えられる。	過度の石油への依存を改めるために国産エネルギー資源（地熱）の有効利用を検討している。	地方電化事情が周辺国に比べ低く、電力公社以外に協同組合による電気供給事業方式の促進を検討している。水力ポテンシャルが高い地域の電化を単独ディーゼル発電代替で検討する。	離島の電化は、ディーゼル発電が主体であるが燃料の確保が大きな問題となっている。起伏のない地域では、水力発電に頼れず太陽光発電の可能性を検討する。
2. 調査の目的	2020年を目標とする長期的な電力開発の支援プログラムを策定する。(M/P)	首都圏の電力事情の改善のための抜本的な配電系統の増強計画を検討する。(M/P)	対象河川の中・下流部での最適な開発案を策定し、その技術的、経済的及び財務的フィージビリティを検討する。(F/S)	サイト選定、石炭燃焼試験及び環境調査を実施し、発電所の最適計画を策定するためのフィージビリティ調査を行う。(F/S)	石炭の埋蔵量・炭質を評価し、最適な炭田開発計画及び炭質管理計画を検討する。(M/P)	地熱調査井の掘削指導、坑井試験、地熱リザーバ調査、最適電力量の調査を行う最適開発計画を策定する。(M/P)	水力ポテンシャル、村落協同組合及び社会影響調査を実施し協同組合方式小水力発電地方電化計画を策定する。(M/P)	無電化島嶼での電化における太陽光発電の可能性をパイロットプラントを建設し評価検討する。実施機関の体制予算・人材育成計画の検討する。(S)
3. 調査の内容	データベース - 電力統計 - 電力需給モデル - マクロ経済分析 - 電力需要分析 - 電力供給分析  エネルギー資源評価 - 石炭、石油、ガス - 水力、地熱 - 太陽光、風力、他 火力発電計画 水力発電計画 電力系統計画 - 送電、変電、配電  電力開発計画 - フェア優先順位計画  電力開発戦略 - 開発資金 - 電気事業形態 - 環境及び省エネ - 電気料金体系	電力調査 需要・負荷形態  系統計画 送電計画 50、25、12V 万 変電計画 1次 2次 3次 配電計画 6600 240V 給電・通信計画  修繕計画 保守管理計画 設備増設計画  経済評価	電力調査 需要・負荷形態  空中写真測量 地形調査 地質調査 - ボーリング調査 - 透水試験 - 弾性波調査 材料試験 (ロック、ア、骨材) 水文調査  環境影響調査 補償物件調査  経済・財務分析	電力調査 開発規模最適化 地点選定調査  燃料供給 - 石炭供給計画 - 炭田開発計画 - 輸送計画  環境影響調査 - 気象調査 - 水質調査 - モニタリング 環境保全対策 - 大気汚染防止 - 温排水対策 - 水質汚濁防止 - 騒音振動対策 - 生物対策 - 景観保全対策  建設計画 経済・財務分析	地質調査（埋蔵量 ボーリング 炭質試験 石炭銘柄設定  石炭価格評価 市場調査  炭田開発計画 - 採鉱計画 - 選炭計画  輸送計画 - 鉄道輸送 - トラック輸送 - 港湾・海上輸送  経済・財務分析	ラドソット画像 (15,000km <sup>2</sup> ) 空中写真測量 (5,000km <sup>2</sup> ) 最適サイト選定  地質・地化学調査 物理探査（重力） （磁気） 噴出流体調査 物理化学特性 調査井位置選定 調査井（1500m） 坑井試験・検層 コア試験 深部電気探査  地熱系モデル 地熱貯留層モデル  地熱資源量評価 最適発電出力設定  環境影響調査  経済・財務分析	電力潜在需要調査 水力ポテンシャル 村落協同組合調査 最適組合せ  小水力発電計画 - 空中写真測量 - 地形調査 - 地質調査 - 水文調査  社会影響調査 - 村落社会調査 - 生産的利用調査  地方電化計画  地方電化政策 - 制度調査 - 他国の経験比較	村落社会調査 照明方法の比較 - ケロシン - 電化  太陽光発電計画 気象調査 (日射量、降水量 風向・風速) 発電方式の比較 - ディーゼル発電 - 集中型・分散型  組織・経営調査 - 料金支払意志 - 運営能力 - 保守管理能力  財務・経済分析  ハットプロジェクト 技術仕様設計  社会影響調査  持続可能な地方電化プログラムの策定





## プロジェクト選定調査の実際（資源開発分野）

- I. 調査内容：1. 優良案件の発掘・形成  
2. 相手国機関へ当該制度の説明  
3. 調査計画立案に必要な情報収集  
4. 調査予定地域の予備調査

II. 調査手法：1. 国内調査

①基本調査

調査対象国の一般事情、経済事情、我が国との関係、鉱種別資源ポテンシャル、鉱業事情、開発環境及び投資環境等につき情報収集を行う。

②詳細調査

調査地域の鉱床賦存有望地域及びその周辺に係る地質概況及び主要な鉱床・鉱微地の賦存状況並びに鉱業状況等につき、資料及び文献にて情報収集を行う。

③衛星画像解析

衛星画像解析対象国において、衛星画像を用いて写真地質学的判読作業により広域的な岩質構造の解析を行う。

さらに、既存データから得られる情報を加味し、鉱床胚胎有望地を抽出する。

2. 現地調査

①既存資料調査

調査国関係機関において、対象地域及び国土全域の地質鉱床及び現在の探鉱状況の収集を行う。

②現地調査

対象地域において簡単な地質調査、地化学探査等を行い地質鉱床に関するデータを収集するとともに、当該地域での調査環境に関する調査も併せて行う。

③衛星画像解析現地検証

日本国内での画像解析によって得られた結果を、現地踏査において検証する。

III. JICA事務所：1. 情報収集

への要請事項

- ①一般情報  
②援助受入システム  
③諸外国からの援助の状況  
④調査国の治安状況  
⑤要請書提出機関の組織・性格





中近東・アフリカ地域における開発調査実施上の問題点

<p>1. 要請段階における開発調査スキームの認識</p>	<p>要請案件の事業目的が不明瞭であったり、調査内容（T/R）が明確でないものが散見される。また、国家開発における要請案件の位置付けが不明なものもある。これは、相手国機関が開発調査のスキームや役割を良く承知していない場合であり、調査成果の有効活用や技術移転効果（他のドナーへの資金協力要請、調査終了後のデータの継続的収集、更新などにおける活用など）が少ないケースがある。</p>
<p>3. 他の援助機関との協調と調整</p>	<p>案件採択後に複数国に援助要請を行っていることが判明するケースやD/D実施後に他のドナーの反対により事業化がなされないケースがあり、案件の発掘・形成、採択検討に当たる以前の他のドナーの援助動向にかかる情報が乏しい面がある。また、他の援助機関との協調案件として、案件の発掘形成をする上でも世銀を含めて他の外国援助機関の動向には注視すべきである。</p>
<p>2. 新規案件の確保</p>	<p>当地域における新規要請案件数、実績とも国や年度によってバラツキがあるものの地域全体で見ると横バイまたは、分野によっては低空飛行の状況が続いている。この原因として、政策的配慮は別としても、TORの不備、案件関連情報の不足があげられる。限られた予算で開発調査を実施していくには、事業化の可能性の高い案件の発掘が要求される。</p>
<p>4. 現地情報の提供</p>	<p>本部において、相手国行政機構やその権能、サイトの情報等を承知していないため事前調査スケジュールの立案に支障を来すケースや相手国の援助窓口機関においても案件に関連する他の機関との調整、資料、情報の入手に手間取る等、調査の円滑な実施に支障を来すケースがある。特に構造調整下にある諸国におけるF/Sの実施に際しては、事業計画の内容や事業規模、資金計画の検討にあたり世銀現地事務所との調整、意向確認等のきめ細かい対応が必要である。また、中近東、アフリカ諸国の多くの国では、表面上の法制度を越えた部族等の慣行的土地所有および利用権の問題があり、事前調査時には把握が困難で、本格調査の途中になって、問題が発生し、計画策定に支障を生ずる場合がある。</p>
<p>5. 治安問題の確認</p>	<p>治安上の問題で調査の実施が遅れたり、一時中断に至ったケースがある。的確な治安情報の収集と調査団員の安全確保に一層配慮する必要がある。</p>
<p>6. 無償資金協力との連携</p>	<p>アフリカ地域における調査実施後の事業化を考えるに、今後案件の発掘・形成段階、採択検討段階において無償資金協力との一層の連携に配慮する必要がある。</p>



在外事務所におけるプロジェクト発掘の現状と問題点

テーマ	在外事務所名	回答	備考
1. プロファイの現状と問題点	エチオピア	<p>(総論) 過去の実績がないために、要請機関がJICAのスキームを理解していないので、要請手続きを説明しなければならず、適切な要請書作成を促すことが事務所としての役割の一つである。 提出される案件は、要請先でも詳細を検討しておらず、内容を明記していないので、要望調査票を作成する際は、再度内容確認のための協議及び背景調査が必要となる。 開発調査の要請には、本体事業も含まれる案件が多い。実際に、要請案件の中でいくつかの調査は数年前に行なわれ報告書もあるが、本体事業が資金不足のため長い間実施されないでいて、再調査の要請を提出している。従って、開発調査実施後に、本体事業の実施可能な(資金手当てのめどがある)案件を、相手側と協議し発掘する必要がある。</p>	
	タンザニア	<p>各分野共通して、先方より要望のあった案件の中から優良案件を見つけ出しているのが現状であり、いかにして主体的に優良案件を発掘していくかが今後の課題である。</p>	
	エジプト	<p>エジプトの場合、開発調査案件は、計画省策定の5ヶ年計画に含まれていることが大前提であるので、まずその点を確認する必要がある。 当国での開発調査の要請は、各省庁より要請窓口機関である国際協力省を経由して大使館へ出されるが、国際協力省での内部手続きのため、要請が正式なものとして大使館へ提出されるまでの時間がかかることがある。 各分野に共通のことであるが、当方からの先方機関への関係資料の提出依頼に対し必要な資料が提出されず判断材料不足である。</p>	
	マラウイ	<p>マラウイ国では開発調査の経験が少なく、その度にJICAの開発調査の仕組みを説明する必要がある状況で、相手国政府の問題意識も希薄であり、先方との議論は行う意味がないと考えられる。 マラウイ政府の財政予算のうち、開発予算は、その8割以上が外国政府、国際機関等からの援助(無償/有償)であるためマラウイ政府独自の大型開発はほとんど不可能と判断される。たとえ収益性が高いプロジェクトであっても、借款による資金調達は同政府にとって困難であると判断される。開発調査は、インプリメント・コストだけでなく維持管理コストが大きくなりがちであるので、維持可能性に留意して案件の発掘を行うべきと思われます。 マラウイ政府自身に開発計画の策定能力がなく、多くの開発計画が外国援助機関のコンサルタントによるものであります。また、経済環境の急激な変化により以前の開発計画を修正する必要が生じていますが、修正が追いついていません。現時点での経済等環境を十分に反映させた案件発掘が必要となります。</p>	
	シリア	<p>当国は、長期にわたる社会主義独裁国として経済的にも閉鎖的経済政策を取っていたため、社会インフラ全体利恵劣悪な状態にあります。そして、全体に感じられるのは技術者不足ですが他国の技術協力を得つつ、独自に技術者を養成したうえで社会建設に取り組むという国家建設の王道が、劣悪なる社会インフラ改善という国民の早急なる要求に応えるために、取りあえずのファイナンスを確保して、建設を始めようという手っ取り早い道を取らざるを得ないため、時間もかかりかつ複雑な手続きを要する政府ベース技術協力を敬遠しがちであるのが実情です。クエート基金を始めとする湾岸諸国の政治的資金協力がこれに拍車をかけています。しかも、旧ソ連の上から与える方式の援助に慣らされているため、独自に計画を作成して援助を要請することが極めて不得意です。しかし、中等和平におけるシリアの重要性、中東地域における当国の文化的地位の高さ、当国人材の質の高さ、そして我が国に対する高い敬意と熱い期待を考慮すると全般的に以下の対処方針が重要です。1) どれをとっても援助必要度が高い分野が多いため理論的プライオリティーよりも実施体制の少しでもしっかりした分野を選定すべきです。2) データが少ない、議論できる技術者が少ない、当該分野の問題点を正しく把握していないなどで、調査実施を逡巡するよりは、計画作りの重要性やノウハウを技術移転するという意志を持つ調査を先ず実施することが肝要です。3) 日本に対する期待は極めて高いため、早く我が国の計画作りに対する高い認識と緻密な手法を学んでもらい、国造りに役立ててもらおうことが重要と思料されるところ、数多くの調査実施がぜひとも必要です。</p>	
	ケニア	<p>ケニアでは、91年11月のCG会合以来援助が止められてきたが、本年4月に世界銀行が援助の一部の再開をブレッジし、また、11月頃開催が見込まれているCG会合では、ほぼ全面的な援助の再開が期待されている。しかしながら、1年以上も援助が止められているため、国内の経済は疲弊状態にあり、インフラ等も荒廃が進んでおり復旧には時間がかかると思われる。かかる状況のもとで、プロファイの現状、問題点は次のとおりです。 1) 過去にJICAで実施したマスタープラン調査等に基づき、F/S案件のファイナンスを一部行なっているが、我が方へ要請される大多数の案件は、コンサルタント、商社等の民間企業、あるいは、省庁の意向により、社団法人が発掘した案件によって占められているのが現状である。これらの案件の中には、発掘の段階でバイアスがかかっているものがあり、ケニア国全体の利益から考えると、採択に疑問符がつくものがある。2) 要請案件としては、社会インフラ(鉄道、道路、電力等)、地域開発、農業開発等が多い。3) 過去に調査を実施した案件で、援助がストップしていることで、資金調達の目処がつかない案件が少なからずある。そのため、現状ではケニア側は調査の実施よりも、ファイナンスをより求めていると思われる。4) 国際機関、各国ドナーとの連携については、情報交換程度であったので、連携を強化すべく積極的にアプローチしつつあるところである。現状では、彼らドナー等の求めるものは我が方のファイナンスであり、JICAの活動が理解されていない面がある。</p>	



1. プロファイの現状と  
問題点

ザンビア

各ドナーによる開発調査疲れがザンビア政府内に漂っていると感じられる。ザ政府は開発調査案件にさほど興味を持っておらず、開発調査案件の要請がザ政府から自主的に出てくるのが少ないため、大使館/JICA事務所が援助受入窓口、関係省庁などに提案し、案件を作る例が多い。また、当該関係省庁に他ドナーの実施済、もしくは実施予定の開発調査案件を承知していないケースもあり、重複した調査の危険性が常につきまとう。これらの一因としては、先方政府機関の実施能力を無視した調査、フォローの無い調査の積み上げによるザ政府の嫌気もあると思われる(我が国の調査に限らない)。このため、JICAとしては、調査後に日本の協力スキームで対応可能な、事業化の可能性の高い案件が出てくるような調査をする必要がある。

ジョルダン

当国には、我が国の経済企画庁に相当する計画省 (Ministry of Planning) が存在し、同省の国際協力部が、鉱工業、社会、農業等関係省庁から上がってくるすべての案件をチェックし、整理した上で、我が国を含めた援助国のどの国に協力を要請することが適当であるかを判断している。したがって、諸々の省庁から日本大使館又は、JICA事務所に協力依頼が直接なされた場合でも、通常、要請を各省の上部機関に当たる計画省を通じて上げるよう指導をしている。

ガーナ

当事務所としての実施体制問題から、事務所を主体としてのプロファイは、どの分野においても実施されたことはなく、本部派遣の企画調査員あるいはプロ形調査団を通じての案件発掘を行うに留まっているのが現状である。事務所主体としてプロファイを実施する場合次の問題点が想定される。1) 先ず、如何にJICAの協力スキームを正確に理解させられるか。現状では援助窓口機関の大蔵経済企画省の直接関係スタッフといえども、JICA協力スキームの内、無償・研修員受入・JOCV・機材供与及び専門家派遣の認識はあっても開発調査スキームを正確に把握しているスタッフは、おそらく皆無である。2) 先方のJICAスキームを知らない担当者が案件作成を行うため当方の希望する計画書 (T/R) とならない。このため多大の時間を要する。3) アドミネストレーションの非効率さから正式プロポーザルプランがなかなか提出されない(援助窓口機関としての調整能力の問題も含む)。4) L L D Cの一般的傾向からしてパイの援助よりも中立性のあるマルチの援助を優先させる傾向が強い。5) 一般情報・データ及び統計資料等の不足と不正確なところからプロファイのための前段階的調査の必要性もある。6) 鉱工業分野については、特にプロファイ以前の段階として実態・基礎調査を実施しなければリスクが高く、的確な案件発掘は困難である。7) T/R作成能力に欠けるため、どうしても本邦法人(商社、ゼネコン及びコンサル)の作成したプロポーザルプランとなる。そのため、結果として首都圏を中心とした本邦法人に都合の良い絵になる目玉的案しか発掘されない傾向が強くなっている。それ故に、真の開発ニーズである地域コミュニティーを中心とした地域住民の貧困層に裨益効果をもたらすプロファイが困難となっている。8) 即、無償が期待されるような案件には対応が早い、プロファイのように開発調査の実現性が不透明な調査に対しては協力がなかなか得られない。9) 過去の案件実績からして、プロファイの段階では問題がなくても、経済効果、住民裨益効果、環境問題及びリカレントコスト、維持管理予算確保等の首尾一貫した計画性のなさから付随して、プロジェクト効果と運営上の問題が発生する状況が見受けられる。

ナイジェリア

事務所再開もなく、先方政府との十分な協議はない。援助窓口機関は各省の援助要請を集約しているわけではなく、ドナー側より各分野別に担当省庁を訪ねて、問題の在り様・内容を確認し、援助要請ロングリストをドナー側で作成し、先方と個別具体的に協議に入ることが多い。当国におけるプロファイの難しいところである。



テーマ	在外事務所名	回答	備考
2. 分野別に見たプロファイの現状と問題点 (鉱工業、社会、農業)	エチオピア	<p>(鉱工業)            第一段階として、相手国窓口機関の対外経済協力省から、提出された案件リストを基にプロファイを行なっている。しかし、個別案件(特に水力発電の開発調査等)について要請先に確認を取ると、調査は十分に行なわれて報告書もあり、本体事業実施のための資金協力だけを必要としているといわれることも多い。要請機関から対外経済協力省を通し、援助機関に案件が提出されるまでに、内容が変化している場合も多くフォローアップが必要である。天然資源の主な埋蔵地は、ソマリアとの国境付近や砂漠地帯で治安が不安定で環境も厳しく、これらの条件が開発を遅らせてきた。鉱物探査は前政権時代、社会主義友好国であるソ連や東ヨーロッパ諸国、リビア等が行なっていた。このため、調査結果が開発の実施に至ることが少なかった。従って、現在も前政権からの懸案事項が多く提出されている。</p>	
	チュニジア	<p>工場近代化および品質管理振興等の分野で協力の可能性につき打診があり、後者については、すでに専門家派遣での協力要請がある。</p>	
	セネガル	<p>鉱工業分野では、かつて『太陽光利用によるプロジェクト』の形成調査があり、太陽光利用による電化については時期尚早ではあるものの、ポンプ揚水には利用可能という結論となりました。その後、本件は村落給水計画として無償資金協力の対象となり、本年度より事業が実施される予定です。また、現在、ダカールの配電網にもかかる開発調査の可能性について鉱調部の予備調査が実施されています。本件は、当初無償資金協力の要請であったものを開発調査に変更するというもので調査団来訪時には開発調査の要請書さえ準備されていませんでした。その意味では本件予備調査は、プロ形的な要素が強かったと言えます。しかし、今回の問題点としては、調査団の来訪にかかる連絡が非常に急であり、事務所としての準備期間がほとんどなかったとすることが上げられます。従って、プロ形もしくはプロ形的な要素の強い調査の場合には事務所としての下準備もあることから前広な情報提供が望まれます。また、一般状況として、当国は農業国であり、またBHN重視であることから、鉱工業分野のプロジェクトの必要性は十分認識しているものの、当該分野のプロジェクトがなかなか要請として上がってこないという現状がある。更に工業分野の技術力、特に維持管理に問題点があることから、なかなかこの分野への協力は難しく、プロ形を行なう場合にはどうしてもプロ形調査団等の専門家の助けが必要である。</p>	
	モロッコ	<p>正式な我が方窓口が大使館となっており、大使館と連携して事務所がエネルギー・鉱山省等に対して働きかけることはあっても、事務所が単独に案件の発掘に動くことはなく、権限委譲との関係もありむしろ控えている。コンサル・商社の関心が低く、社会インフラ案件での建設コンサルタントのような受け皿が明確につかみにくく、案件の発掘が困難である。モロッコ国は工業化への脱皮を図っている過程にあり、鉱工業の分野で民間ベースの協力との見極めが困難である。</p>	
	サウジアラビア	<p>当該分野は、石油資源省、工業電力省及び商業省が管轄するが、サウジアラビア国における開発事業に伴う調査の大部分は、当国政府が外国コンサルタントとの間で有償契約により実施しているのが現状であり、JICAの開発調査実績としては昭和40～50年代の5件と、昭和57年から継続協力している海水淡水化技術協力計画があるだけで、現時点で新規案件として具体化しているものはない。しかし、第5次5ヶ年計画で、国内産業の競争力の強化、製造業の役割強化及び非石油産業部門の振興が主要目標として掲げられていることから、国内産業育成のための諸制度、製品の規格、生産性の向上等、いわゆる産業化のためのソフト面での提言を目的とした調査が必要となってくることが予想される。一方、現実問題としては、当該分野の関係省庁へ派遣されている専門家は1人(石油資源省/地図作製)だけであり、大使館、JICAも人数が限られていることから、個別具体的なプロジェクト・ファインディングにまで手が回らないのが現状である。</p>	
	マラウイ	<p>マラウイにおいては、鉱物資源は見るべきものがなく、また、工業も未発達の見地では、鉱工業分野の案件発掘は困難と判断されます。</p>	
	シリア	<p>当国の電力事情は劣悪で、特に7、8月に入ってから首都ダマスカスで毎日7時間の計画停電、更に地方の大都市アレップでは通電が一日数時間しかないという状況です。大臣は、以前新規発電所設立のF/S調査をJICAに要望していましたが、緊急借款の必要性から日本のコンサルタントに直接要請を出したとのこと。また、大臣自らの要請で、セメント工場の近代化、新セメント工場のF/S、繊維工場近代化についてのT/Rを作成中です。更に、機械・光学分野の計測標準作成についても要請済です。</p>	
	ザンビア	<p>銅依存のモノカルチャーからの脱却、貿易の多角化を標榜しつつも、依然としてザンビアの経済は銅中心の鉱業に依存しており、銅は1990年でGDPの8%、銅、コバルトを合わせると1990年で輸出総額の93%を占めている。しかしながら、協力要請の多くは、施設の改修のための融資にあり、OECFの借款対象国となっていない現在、対応が非常に困難なこと、また、ザ政府側としても構造調整を進めている現在、案件の緊急度を測りながら要請していることもあり、鉱業案件よりは他のセクターの案件に重点が置かれがちであり、最近では、この6月にS/Wに締結した「チャンピシ地区資源開発」一件のみが鉱業案件の開発調査の実績である。鉱業分野の問題点は、調査後の協力方法が投資(ローン)に偏りがちであることから、調査後の日本としてのフォローが困難であるので、プロファイに消極的になりがちである。しかしながら、インドに</p>	



2. 分野別に見たプロファイの現状と問題点 (鉱工業、社会、農業)

ガーナ	<p>対し、貴石 (エメラルド) のポリッシングの技術協力を要請しているとのことであり、まったく協力の方法が無いとは言えない。まずは過去の JICA 開発調査 (カレンダ地域資源開発、カブウエスト地域開発) のフォローアップが必要と思われる。</p> <p>GDP 全体に占める製造業の割合は1990年に42.7%となり、また、経済の自由化、雇用の確保などの面から非常に重要な分野との認識があるが、工業分野でのザンビア政府からの公式要請はない。また、エネルギー分野についても同様に公式要請は無い。鉱業分野同様、調査後の日本のフォローに困難があり、例えば工業化政策、工業技術等の技術協力のトリックルダウンによる民間への技術などの浸透には、その効果に疑問なしとしない。しかしながら、工業分野への協力方法を検討したいので、本会議にて打ち合わせを希望する。なお、ノルウエーが Industry Survey の実施を計画している。また、エネルギー分野については情報不足であり、情報収集のう会議に臨む予定です。</p> <p>鉱工業案件の発掘に当たっては、その前段階として当国における同分野の発展状況及び実情の把握不足と基礎情報・データが欠如しているので、現在ローカルコンサルタントを活用してレポートを取り纏めている最中である。今回の会議には、前もって本調査レポートを分析したうえで臨む予定である。</p>
エチオピア	<p>(社会)</p> <p>今年度は、アフリカ地下水開発・利用調査研究が実施されたこともあり、地下水開発および上下水道関連の開発調査案件は進捗が見込まれる。この調査団が来る以前は、要請地域が全国に遍在していたが、専門員等と要請機関との協議により、地域が絞られ案件内容が明確になったことは意義深い。</p> <p>道路維持に関しては、道路整備機材は一般無償で供与されたが将来は幹線道路建設の調査要請を検討していく予定である。国土基本図作成計画の調査は、優良案件であるが要請先がプロジェクト対象地を指定した理由が不明確であり、規模も過大であったために再度内容を検討し要請書の提出を依頼した。</p>
チュニジア	<p>首都中心部におけるトンネルの開設にかかる F/S の可能性につき打診がある。</p>
セネガル	<p>現在、下水関連の開発調査が実施中で、他にも上水道等の基礎インフラ等、開発調査の需要がありますが従来から世銀、UNDP、フランス等が援助会議等で調整のうえ、協調して開発調査等を実施しています。従って、日本は、後発組であること、また日本のシステムとして資金分担による協調融資が難しい事等から、従来から実施している無償による飲料水案件は別として、基礎インフラにかかる開発調査での参入は困難なものとあります。いずれにしても、この分野は BHN と密接に関連するため各援助機関とも力を入れており、各援助機関の間での協調が不可欠となるため、プロ計にあたっては技術的側面以外にも各援助機関との十分な対話が必要となります。</p>
モロッコ	<p>鉱工業分野に比し、建設コンサル・商社などの関心が高く、発掘案件も多いが、その反面、道路・橋梁・空港・港湾等一般的に社会インフラの整備状況が他の開発途上国に比べ良好で、本部・外務本省に対して援助の緊急性を訴えることが難しい。</p>
サウジアラビア	<p>当該分野は、公共事業省、保健省、郵政省、労働省等が管轄しているが、日本は過去において経済開発計画 (昭和46年)、地図作成 (昭和51年~52年)、ガンセンター設立計画 (昭和56~58年) 等の協力を実施したが、昭和60年代以降の協力実績はなく、現在検討中の「都市部公共交通機関開発」についてもサウジ側の意向がいまひとつ不明確であり、促進しかねている。</p> <p>当国は、これまで石油収入を背景に、各種社会インフラを整備してきており、今後とも欧米等のコンサルタントとの有償契約でこれらを進めるものと考えられるが、一方当国が目指している非石油部門産業の育成や、製造業強化のためには、人的資源能力の向上が不可欠である。</p> <p>幸い日本は、昭和49年以来協力してきているリヤド電子技術学院設立に対する技術移転の実績が評価されていることもあって、当国には日本における技術教育、職業教育のあり方に学ぼうとする期待が大きい。これらのことから今後日本側は、サ国における人的資源能力向上を目的とした、技術教育制度等の面での提言を目的とした調査により、当国に協力できる余地があると考えられる。</p>
マラウイ	<p>マラウイ国では、道路、通信等協力可能な案件は発掘可能と思われませんが、借款の可能性の低い当国の場合、無償資金協力等の目処がつかないものは案件採択の段階から慎重に対応すべきと考えます。</p>
シリア	<p>港湾開発については、既存のラタキア港荷さばき改善計画及び、バルク・カーゴ用新港建設計画について T/R を作成中です。</p> <p>観光開発に対する重要性は、大臣も十分に認識しているが、手法もわからず、また資本投資も少ないため、どう手をつけて良いかわからないのが現状で全体的な観光開発計画調査について T/R を作成中です。</p> <p>水資源開発については首都ダマスカス周辺の2大河川の流域を中心とした工業用水、生活用水、及び排水再利用等の総合的水資源開発 M/P 調査及びダマスカス市給水改善計画調査につき現在 T/R を作成中です。</p> <p>環境面では、近年の都市化、工業化のため深刻な問題となってきた大気・水汚染に総合的な対応をするため環境研究所の設立が計画されておりますが、経験がないシリア側としては、どこから手をつけて良いかわからずまたどのような要請をするのが良いかわからないのが現状です。事務所としては、当国公害の現状を踏まえたマスタープランの作成が必要と考え協力の可能性を探っております。</p>



<p>2. 分野別に見たプロファイの現状と問題点 (鉱工業、社会、農業)</p>	<p>ザンビア</p>	<p>構造調整政策により悪影響 (インフレーションなど) を被っている人の救済のため、社会セクター (Water &amp; Sanitation, Health, Education) の協力要請は多く、非公式要請が4件ある。大使館、JICA事務所とも本セクターには積極的に対応することとしている。 本セクターで政府が作成したPolicy PaperはHealthだけであるので、各要請には積極的に対応したいが、すでに各分野とも分野ごとの Leading Donorのもとに協力を進めており、協力のポイントを示し切れない日本としては調整が困難である。定期的に開催されるドナー会合としてWater &amp; Sanitation分野にJICAより出席しているが、Water Developmentの方法について他ドナーと意見の相違を見ている。現在、各分野ともPolicy策定に力点を置いているため、ザンビア政府は個々の案件形成に時間がとれないことがある。</p>
	<p>エチオピア</p>	<p>(農業) 洪水対策と灌漑に関連する調査やプロジェクトは、前政権時代から北朝鮮やイタリア政府が実施してきたものが多い。イタリアのプロジェクトは現在も継続されているが、社会主義時代強制移住の移住先であった地域は縮小の傾向がある。また北朝鮮のプロジェクトは閉鎖されたところが多い。このため、我が国に要請されている開発調査は、約10年前に北朝鮮等によって行われた調査結果を刷新するという内容が多い。従って、前回の調査報告書を収集し、我が国は調査だけではなく実施可能な開発案件に発展させることが課題である。政府の地方分権化政策により、中央の農業省の権力が弱まっているので案件を確認する時は、地方の農業省とも協議を行わない内容を刷り合わせなければならない。今後、暫定政権から憲法の制定と国民選挙で、新政府が樹立され農産物の流通自由化や土地所有制度の改正が考えられるので、状況の変化に対応できる案件を検討する必要がある。</p>
	<p>チュニジア</p>	<p>第8次5か年計画における農村総合開発計画の一環として、灌漑整備計画と地下水開発計画の2件が要請されている。ただし、他援助機関の動向を確認し競合を避ける必要がある。</p>
	<p>セネガル</p>	<p>セネガル川流域での農地整備が急務となっており、この分野での開発調査は非常に有効だと思われる。ただし、セネガル川流域は水はあるものの灌漑農業を行う技術的、資金的な裏付けが困難であり、また気候的にも半乾燥であるため、日本的な農業の導入には十分な注意が必要です。プロジェクトを発掘する場合には、資本集約の困難なアフリカの農業事情、雨季乾季等の自然条件等、アフリカでの農業事情に精通した農業技術者が調査団のメンバーとなることが望まれます。この分野は、自然条件が重要な要素となるため、半乾燥地での農業について技術的な知見が特に必要とされます。</p>
	<p>モロッコ</p>	<p>過去に実績のあるコンサルタント・商社が主導的に案件発掘に動くことがほとんどである。 旱魃問題の解決、麻薬対策の一環としての農業開発が推進されている。しかし、農業開発調査後の事業化率が低い。 「モ」側が大きな関心のある農作物 (柑橘類) の輸出振興分野の協力の場合、国内事情 (?) との関係から困難である。</p>
	<p>サウジアラビア</p>	<p>(マングローブ関連) 現在、野生生物保護委員会 (NCWCD) に対して、JICAは個別専門家1名を派遣して、マングローブ生態系の保護及び回復計画に協力している。当国のマングローブ林は石油採掘、都市化、道路等の建設に伴う人為的な開発計画により、年々減少傾向にあり、現時点でのマングローブを中心とした生態系の状況が充分把握されていない。以上の背景の中でNCWCDとしては、今後の計画を進めるに当って、全国的なマングローブ生態系のインベントリー作成の必要性を感じており、調査手法、分析、地図作成等の技術面でJICAの開発調査の協力を必要としている。 (水産養殖センター関連) 当国農業・水資源省は、ベルシャ湾側ダンマン市に水産養殖センター設置の構想を持っているが、当国における水産業はまったく未発達であることもあって、農業・水資源省の限られたスタッフだけでは十分な計画策定がなされない状況である。このため、当国政府は、平成4年度時点で日本側に40名以上の専門家派遣を要請してきているが、日本側では、余りにも規模の大きい要請であるだけに即対応はできず、現在ペンディングの状況にある。一方、本件要請内容をより明確化する目的で、JICA企画部は在外専門調整員制度の活用を提案しているが、水産業自体がほとんど存在していない当国において、関係省庁以外にはそのような技術能力を有した適任者はいない。以上のように、本要請案件は、当地において日本側大使と先方の次官との間で話し合いがなされた案件でありながら、現状では手詰まりの状況にある。</p>
	<p>マラウイ</p>	<p>マラウイ政府は農業分野の開発に重点を置いていて、年間1件程度の開発調査が妥当と判断します。</p>
	<p>シリア</p>	<p>歴史的に有名な肥沃な三日月地帯を有する当国農業地帯は限られた水資源をいかに有効に配分、利用するかが最重要課題と考えるも、少なくともユーフラテス河全体の農業灌漑計画はあるとのことと共に、トルコ、イラクとの間の水利用調整が大きな問題であり、残念ながら、肥沃な三日月地帯全体にわたる総合的な水資源開発計画の策定は当面難しい状況似あり、ダマスカス近郊農業地帯灌漑計画及びシリア南部農業開発計画のT/Rが現在農業省にて作成中です。</p>
	<p>ザンビア</p>	<p>ザンビア政府も農業重視をしており、大使館/JICAとも積極的に対応することとしている。農業開発 (投資) 計画 (Agricultural Sector Investment Programme, ASIP) の最終案が9月にできる予定になっているので、その後具体的検討をしたい。農業においては小農家が被益する案件の形成が重要であるが、今のプロファイで包括的対応 (例: 野菜栽培、水) が可能か、また、調査後の包括的協力をJICAが対応できるか、が問題である。</p>



テーマ	在外事務所名	回答	備考
3. 在外事務所が考えるプロジェクト発掘のあり方と実際	エチオピア	<p>エチオピア側の窓口機関である対外経済協力省は、各省庁からの要請案件を取り纏めたロングリストを、日本大使館およびJICAに提出する。しかし、このリストに対外経済協力省は明確な優先順位を示しておらず、案件選択は日本側に一任している。</p> <p>要望調査の段階で、案件が貧困層に対する裨益効果、環境配慮、国別援助実施指針等を考慮し、日本政府の援助スキームと合致するかを検討する。全案件を見直し、優良と見られる案件を大使館と協力して選択する。</p> <p>ロングリストでは内容が概略的であり、援助効率についての確かな判断ができないため、優良と思われる案件について、個別に実施機関とコンタクトを取り補足情報を得る。</p> <p>大使館とは共同作業の形態をとっており、特に収集した資料と情報をもとに日本側の優先順位を付け、要望調査票を作る作業などを行なっている。</p> <p>企画調査員が派遣され、これらの業務を担当している。</p>	
	チュニジア	<p>チュニジアでは、JICA事務所に業務委譲されておらず、デマケは不明確であるが、実質的にはJICAが案件発掘等を実施している。ただし、互いに情報提供に努めており特段の問題はない。</p>	
	セネガル	<p>プロファイを行うに際しては、当該国の地域情報、当該分野の技術情報をうまくマトリクスし、その地域にあった適正技術を見つけていくのが基本と考えます。地域情報の蓄積については業務及び各種調査を通じて在外事務所に情報が蓄積されており、例えば、「国家開発計画」において、当該プロジェクトがどのような位置付けにあるのかを先方政府から聴取したり、また各援助機関の類似プロジェクトの動向を把握することも事務所の機能として可能となっています。</p> <p>問題となるのは技術情報で、これは、「開発途上国における適正技術」という難しい問題を含んでいることから在外事務所のみで解決できる問題ではありません。従って、事務所としてプロファイを行うには既存の地域情報に併せて、当該技術情報の適切な入手が必要になってきます。例えば、本部から当該技術に長けた企画調査員を派遣してもらい事務所と一体となってプロファイを行う等が考えられます。また、通常のようにプロファイ調査団を派遣してもらうことも考えられるが、その場合には事務所との十分な連携が望まれます。</p> <p>現在、プロファイがなかなか容易でない原因としては、事務所側で案件を発掘し、その案件の技術的妥当性を検証する手段が限られていることです。前述の企画調査員、プロファイ調査団の場合、技術分野を限定せざるを得ないので、ある程度のビジョンができてからでないと派遣が困難です。それ以前の段階で、いわゆる「いい案件」を見つけた場合、プロファイに至る前段階として本部にその技術的妥当性を紹介できる体制が必要と思われる。</p> <p>大使館は、当然JICA事務所とは異なるソースからの情報も得ており、案件に対する見方も、政治・外向的側面を考慮したものとなっています。また、正式要請に至る前の案件情報を入手していることから、事務所も大使館情報によって非常に得るところがあるので日常から連携を深めています。大使館と事務所のデマケとして、前者が政治・外交を踏まえた案件選定を行ない、事務所がそれに地域及び技術情報を加味し、より案件実施に則した検討を行なうことがあげられます。また、情報についてもお互いにやり取りしているので案件選定及び調査実施については柔軟な方向で臨んでいます。</p> <p>アフリカは、地域的にも日本からは遠く、気象についても乾燥地、半乾燥地、亜熱帯、熱帯等様々な区分を含んでいます。従って、ステレオタイプな「アフリカ」という見方は非常に危険で、国によって様々な違いを内包しつつ、全体としてアフリカを形成しているという見方が必要です。その意味ではアフリカの持つ様々な問題点、相違点、共通点を地域的・技術的側面から整理することが必要で、以前提唱された「アフリカ研究センター」を設置し研究を深めることが、長期的な視点ではプロファイに貢献していくものと思われる。</p>	
	モロッコ	<p>現状では、案件発掘のために特別に調査予算を事務所へ資金前渡していただいても、所員数も限られた事務所では、広範囲な分野にわたる案件発掘を的確に実施するのは困難である。また特に開発調査はその調査過程・手続が他の技術協力の形態と比較し、非常に複雑であり、本部で開発調査または無償調査案件を経験した職員でなければ、ハンドリングが困難である。このため今後、在外事務所での案件発掘を積極的に推進するためには、開発調査・無償調査を経験した職員を計画的に配置する必要がある。</p> <p>とりあえずは、優良案件発掘のための企画調査員の配置や調査団の派遣は不可欠であり、特に、先方C/P機関に対し、根気強く開発調査のフレームを繰り返し納得の行くまで説明し、信頼関係を築きあげてゆくためには語学力・専門知識はもとより、少なくとも数ヶ月ベースの「企画調査員の派遣」が理想的と考えられる。</p> <p>モロッコ国の一般的事情として、鉱工業分野の調査・研究機関、開発公社等は良く整備されており、むしろ本省の方が実質的な技術・権限が無く、公社等にコントロールが利かないといった傾向がある。こうした背景の中で、本省が国際協力の「旗振り役」となることがあっても、肝心の実施機関である公社の側では、調査よりもむしろファイナンスに興味を持っていることが多く、本省との間での意志の相違が多く見られる。いわゆる「調査疲れ」の傾向のあるモロッコでは、なによりも調査実施後のファイナンスの可能性について関心が高いのが当然である。これまでも、いろいろな分野でかなりの開発調査が実施されてきているほとんどが、財源が確保できず、計画倒れとなっている。計画の経済・財務分析上の妥当性ももちろんであるが、今後は日本政府の資金協力、アフリカ開銀との連携の可能性等を調査実施当初から組み込んで検討しないと、「モ」側にとって魅力的な形の協力とはならないと考えられる。</p> <p>「モ」国は、途上国の中ではかなり国民の生活水準・技術水準が高く、開発調査の案件の採否について、かなり政治的な判断・バイアスがかかることが多く、非常にやりにくい点がある。このためにも優良案件の発掘は社会・経済・政治の動向等に十分注意して実施する必要がある。</p> <p>国家開発計画が現在策定されておらず、このため、各セクターでの優先開発分野が何なのか総花的で、具体的な案件が全体</p>	



3. 在外事務所が考えるプロジェクト発掘のあり方と実際

	<p>の国家計画の中でどのような位置を占めるのかを示すことが不可能である。大使館とのデマケに関しては、技術協力にかかる大使館からの権限委譲が遅れ、本年9月1日から委譲が実施される予定である。このため、正式な援助要請窓口は大使館であり、たとえ、「モ」側から開発協力の要請がなされても、JICAには全く関係資料が無いのが普通である。このため、技術情報を含めほぼすべての情報は大使館を通じて入手したものであり、事務所独自の情報収集は困難となっている。</p>
タンザニア	<p>通常の調査団派遣では、時間的な制約により十分なプロジェクト発掘を行うことが困難であることから、企画調査員や在外専門調整員により中期的な調査を行い、事務所の意見を考慮しつつ案件形成を実施することが望ましい。また、ローカルコンサルタントの活用及び関係機関に情報収集を依頼する際に必要となる経費（備入費、車両借上費、資料複写費等）について十分な予算措置を必要としている。大使館との間では、明確なデマケはなく、定例会議（月1回）の他随時打ち合わせを行っており、互いに十分な情報及び意見交換をすることによって優良プロジェクトの発掘に努めている。また、国家開発計画、国別援助実施指針との整合性及び他のドナーの動向を随時確認している。</p>
エジプト	<p>中身の充実したプロファイを実施するためには、ローカルコンサルタントの活用、企画調査員、また派遣専門家を通じて事務所に各分野の基礎資料を充実させることが重要である。</p>
サウジアラビア	<p>開発調査案件の発掘は、現地事務所の業務の一つであると、認識してはいるものの、実態的には各省庁に派遣しているJICA専門家あるいは民間コンサルタント等が、先方関係者との技術的意見交換のなかで緒が開かれ、具体的にJICA事務所、大使館等が発掘作業に参加していくというのがおおかたの国での現状であろう。従って、専門家数も少なく邦人民間コンサルタントの活躍の場も少ない当国においては、JICAが各種スキームを用いてプロファイに努めない限り、優良案件は増えてこない。大まかな要請案件の聴取及び概略についての本部への伝達程度までは小規模事務所でも可能であるが、それ以上の内容の掘り下げには専門的な知識と相当の時間が必要である。以上のことから、開発調査案件に限定するわけではないが、特に小人数規模の事務所所在国のプロファイには、より弾力的に、国際協力専門員等を企画調査員として派遣できる方法がとられることが望まれる。</p>
マラウイ	<p>事務所職員が発掘の中心にあるべきであります。経験、業務量を考慮すると、セクター専門家を事務所に配置して長期間専任で調査を行う形態が望まれます。</p>
シリア	<p>シリアでは我が国技術協力の認識が未だ浅く、要請案件も少ないところ、基本的には事務所が積極的に要請発掘に関与しなければならないと考えます。そのためには本部からの支援が極めて重要であり、要請内容の本部での初期検討及び我が国にとって受け入れやすい形への修正勧告は、大変有り難く、また先方計画作成段階において技術的妥当性・整合性を検討し、かつ本部での受け入れやすさを勘案し現地で先方にアドバイスする企画調整員は極めて有効です。大臣やトップに対する働きかけは当事務所が全面的に行っています。また、大使館との連携は、6月1日の業務委譲に伴い、大使からも大臣に合う等積極的にプロファイをやってほしいとの御承認をいただいております。現在、報告は密に致すも、実施勸奨等ほとんど事務所が行っている。</p>
ケニア	<p>本部からの支援として、無償、有償援助に結びつけやすいプロジェクトの具体的な指針の提示が望まれる。また、大使館との業務のデマケに関しては、JICAが実質的にプロファイを実施している。</p>
ザンビア	<p>プロファイは、該当国の政治、経済、社会を把握し、睨みながら実施されなければ、該当国にとって良い案件か否か判断できない。このためには、短期間の調査では困難であり、最低6か月程度の滞在のもとでプロファイをする企画調査員の派遣が望ましい（ザンビア事務所では、これまでのところ日常的にプロファイをする余裕が人員的に困難であった）。企画調査員が、ある案件分野で技術的判断力が不足した場合、国総研が不足している技術的判断を補うための支援機関となることが望ましいと考える。メジャードナーは、重点協力分野については当該分野の専門家を関連省庁の政策部門に長期間派遣し、開発政策の方向性そのものを策定、その戦略に基づいて個別プログラムを形成している。我が国も重点分野に的を絞り、優秀な専門家を長期に関連省庁の政策部門に配置し、開発政策のイニシアティブを取った後で案件形成をする必要がある。大使館とJICAの間での業務分担があるのかどうか定かでないが、プロファイを実施する時には、先方政府からただ要請内容を聞きおきだけでなく、要請内容に対するJICAとしての判断を先方に告げ内容を煮詰めていく作業が必要である。その場合、いちいち大使館と連絡していくのが、双方とも繁忙のため非現実的と判断されるので、プロファイはJICAで実施できる体制（援助実施指針の共有化、大使館/JICA間の業務分担の更なる明確化）が必要である。また、プロファイは、ある程度分野を定めて取り組むべきであり、JICA所員のセクター別対応が望ましい（広く浅くの対応では、セクターの分析、ドナー会議等での対応が不十分になり、大所高所からの判断が困難になる）。そのためには、援助指針で定めた重点分野に、ある程度対応する人員を配置するか、または、現員に対応した重点分野を設定するか、のどちらかを選択する必要がある。</p>
ジョルダン	<p>本年6月から8月まで、本部から「上下水道整備」の案件で、国際協力専門員を企画調査員として当国に派遣して頂いたが、中身を詰める意味で極めて効果的であった。また、当事務所には現地雇用の企画調整員がいるが、両者のコンビネーションも良くプロファイの手段として活用していきたい。</p>



3. 在外事務所が考える  
プロジェクト発掘のあり  
方と実際

ガーナ

大使館の経済協力担当書記官とは、常時、情報交換につとめている。

国際機関及び他のドナー国の援助関連情報並びにデータの継続的提供、必要に応じてローカルコンサルタントの活用が図れるような予算化、また、必要とされる時期における専門分野のみならずJICAスキームに精通した企画調査員等の柔軟な派遣制度の確率といった支援措置が望まれる。  
過去において、大使館でも積極的なプロファイを実施したことはなく、それは、大使館側の実施体制及び情報蓄積不足に起因する部分が多く、JICA事務所との連携もうまく図れない状況にある。

ナイジェリア

広大な国土面積を有する当国でのプロジェクト発掘には、相当量の分野別データの収集を必要とする。また、データそのものの検証も必要であるため、企画調査員、在外専門調整員など、人材投入が望まれる。  
大使館、特に経協担当官とは、緊密な連絡を取り、お互いに情報の漏れは無いようにしているが、大使館とJICAで僅か2名の体制では、プロファイを実施できるような状況ではない。状況打開のために、欧米のコンサルタントあるいは大学など研究機関に情報収集を依頼するなど、有効な方策となるのではないかと考えます。これらの情報をもとに本部と協議を進めることができれば、少人数事務所の多いアフリカ地域でのプロファイにも弾みがつくのではと考えます。



テーマ	在外事務所名	回答	備考
4. 調査団方式のプロファイ・プロ形について(メリット、デメリット、その他)	エチオピア	(メリット) 要請内容が概略的であり細かな背景、技術レベルが不明なため、案件内容を専門的見地から、検討しなければ適正規模、最終目標を設定しやすく、専門分野団員の本部からの参加は重要である。	
	チュニジア	相手国に与えるインパクトは強いものがあり、制度としての存続が望まれる。	
	セネガル	当該分野にかかる技術者が派遣されるので、技術的妥当性を容易に検討できるというメリットがあります。また、短期間のうちにある程度まとまった案件形成を行なうことができ、案件実施までの時間的スケールメリットが大きいという側面もあります。	
	モロッコ	当該分野の専門家である調査団員と先方技術者との協議により、技術的な観点から明確なプロジェクトの内容・緊急性の確認は可能である。 単発的なプロジェクトの検討ではなく、当該分野の包括的な協力検討を行うことができることから、短期間に当該分野の全案件について検討・協議が実施できる。	
	タンザニア	本部の意向を直接反映させたプロファイ、プロ形が可能であると共に専門分野団員の参加により専門的見地からの調査が可能になる。	
	エジプト	専門分野の団員により複数の案件に整理をつけ、今後の事務所の活動の筋道をつけることができる。	
	サウジアラビア	各種専門領域の調査団員が参加できるので、相手側からの要請内容の範囲が広い場合であっても対応できる。また、短時間に複数の人間で調査結果の取りまとめが可能なので、協力案件がある程度具体化しているものについては有効である。	
	シリア	外国からの調査団が絶対的に少ない当国は、JICA所長が大臣に面会したことが新聞に掲載されるほど、外国、特に日本からのデレゲーション派遣は我が国技術協力の紹介に有効であるし、また、ともすれば情性に陥りやすい当国行政機構、技術者にとっても極めて有効な活性剤になっている。	
	ケニア	兼轄国等、事務所で十分なフォローができない国に対して、専門分野団員を含む調査団の派遣は、情報収集を含め必要である。ただし、調査結果の事務所に対する十分なフィードバックが期待される。	
	ザンビア	調査団方式は、先方政府へのアピール性、インパクトがあり、日本への認識を深める意味がある。案件について、かなり具体的な詰を必要とする場合は、技術分野の専門団員が参加することによって、現地で収集される専門的情報の分析が可能になる。	
ガーナ	実施体制上における有効な後方支援となる。 有効なフィードバックを前提とすれば、調査結果に基づく確実な案件形成への発展可能性がある。 専門的かつ信頼性のある基礎情報及びデータの確保が可能となる。 少しでも協力案件の拡大が図れる。		
	エチオピア	(デメリット) プロ形調査の要請を提出したが、今年度は案件の数が多く本部で実施困難と評価された。本部主導型のプロ形では予算的制約が大きく、在外の希望が受け入れられない例が多い。在外プロ形の比率を増せば予算的制約が減り、より多くのプロ形を実施できるとも考えられるが、反面専門知識を有するスタッフの確保は困難である。	
	チュニジア	従来の調査期間は一般的に短期間であり、相手国機関の対応を考慮すると最低3週間程度は必要である。より細分化された複数の専門分野の調査団員が必要である。	
	セネガル	通常、調査団は1分野に限定されるので事務所が行なうプロファイの一部しかカバーできません。また、調査期間が短いため当然、年間を通じた日常的なプロファイとは異なる方法論とならざるを得ません。つまり、調査団形式はある程度、分野・内容のビジョンのある案件には有効ですが、それ以前の本来の意味での発掘段階にある案件にはリスクが大きく適用できません。	
	モロッコ	アフリカ・中近東の場合、短期間で数か国を対象とした過密なスケジュールで調査日程を消化せざるを得ないことから、現場の踏査・C/P機関の技術水準・実施体制整備状況等の確認を行うことは困難である。 社会経済のほとんどの問題点は、相関しあっているのが通常であり、短期間の調査では、社会経済の全体との関連で案件をとらえた協議は困難である。 調査団が調査し残した、かなり技術的な内容を事務所でフォローせざるを得ないことも多い。	



4. 調査団方式のプロファイ・プロ形について(メリット、デメリット、その他)	タンザニア	とらえた協議は困難である。 調査団が調査し残した、かなり技術的な内容を事務所でフォローせざるを得ないことも多い。
	エジプト	派遣期間が短いため十分な情報収集ができず、案件の全体的な位置付けや相手国ニーズの把握が困難なケースが多い。
	サウジアラビア	関係各省庁との一般的な意見交換・情報収集にとどまることが多く(いわば日本側の関心表明)、実質的・具体的プロジェクト形成に時間がかかる。 調査が時間切れに終わり、帰国後事務所に資料の取り付け依頼がなされる場合が多く効率が悪い。(調査団帰国後は仕切り直しとなり、事務所より再三に渡る資料提出督促が必要となる場合が多い。)
	マラウイ	現在のプロファイは、具体的な案件を作り出すための調査の性格が強く、言うなればプロ形の事前調査の域を出ていないように考えられる。
	ザンビア	従来の調査団派遣によるプロファイ・プロ形では事務所の関与する部分が限られていて、十分な事前情報がない状態で調査が実施されるために相手国政府の開発計画を十分に踏まえていないケースがある。
	ガーナ	多人数、短期間方式では、調査団の協議内容が散漫になり、非行率であるので、せいぜい3~4人が望ましい。
	ナイジェリア	労力と時間を要する割には、案件の実現性が低い。 現行の派遣方式では、必ずしもJICAスキームに沿った適切な調査提言がなされなく、散逸的となり、かえって案件を絞り込めなくなる可能性も出てくる。結果が総花的である。
	サウジアラビア	従来、ハードのエンジニアリング技術分野の団員が多い傾向を持つが、社会学ないしは文化人類学の面から比較的長い時間をかけて当該地域の土地制度を含めた経済制度の調査、また、例えば、社会構造(権力構造)などを十分調査したうえで、如何にプロジェクトそのものを住民を参加させつつ仕掛けていくべきかの考察がもとめられる。この点からすると従来型調査団方式では十分な対応が難しい場合が考えられる。
	シリア	(その他) 比較的規模の大きい事務所の場合は、プロファイの初期段階となる要望調査時点で、先方政府機関に配属されている専門家等の協力により相当突っ込んだプロファイのための技術的意見交換がなされることが可能であることから、要請内容が充分詰められたうえで本部に伝えられるので、本部側としても比較的容易に次の段階に着手できると考えられるが、当事務所のような少人数の事務所の場合は、時間的制約、技術的掘り下げの限界があって、内容的に不十分なものであると考えられる。従って、事務所の規模によって、要望調査、プロファイ等の実施方式を変えて、特に少人数事務所等の場合は、本部から企画調査員等を数ヶ月単位で派遣し、事務所等が把握している要請案件の内容を深める作業を経た後に、プロ形調査等を実施する方式が効果的であると考えられる。
	ケニア	調査団派遣の場合、一過性に陥りやすいため、アドバイザー役(派遣専門家)が、技術的積み上げの必要性やノウハウを移転することでそのデメリットをカバーする必要がある。
ザンビア	本部での事前情報の収集を、コンサル、民間企業等に求める場合がある。情報量が少ない場合、バイアスがかかる。	
ザンビア、ジョルダン	専門の調査機関(例えばIDC)以外からの調査団員は、経済協力という範疇で調査をするという意識に欠け、提言内容も実現性に乏しいものが多く、また調査報告に使用するデータにもあいまいなものが多い。また、該当国を把握して、調査提言する必要があるが、国内の準備期間も短いことが多いため、該当国への認識不足な団員が多い。プロファイといえど専門調査機関の利用をもっとはかるべきと考える。	
ジョルダン	短期の調査団方式を取るのであれば、該当国のスタッフと意志疎通のできる語学力を有している団長の派遣が望まれる。特に先方との会議などの場において語学力の問題から、ザンビア政府側から調査団全体に対する信頼感が損なわれる懸念があるので、この点での配慮が必要である。	
		調査団の派遣は、受入国の認識を高めるためには極めて重要であるが、調査を成功させるためには、事務所の協力は不可欠であり、有能なローカルスタッフの採用等の人的強化が引き続き必要である。



テーマ	在外事務所名	回答	備考
5. プロファイ・プロ形後の現地のフォローについて	エチオピア	プロ形要請の際、情報不足と判断された場合は可能な限り現地調査を実施し本部に追加情報を提供し、案件の実施を促すよう努力すべきと考えている。そのためには、開発調査業務担当者または、企画調査員等の恒久的配置が不可欠である。プロ形を実施して、その案件が優良で実施可能と評価を受けた場合は、速やかに先方要請機関との間で実施のための協議および準備を進めることが考えられる。	
	チュニジア	プロファイ、プロ形後も案件の実現に向けてフォローしているが、人員不足等のために十分な対応ができない。	
	セネガル	調査後、正式要請が迅速に出されるようフォローを行っており、また、周辺情報として例えば、各援助機関からのコメント、類似案件の動向等を情報収集し、必要と思われる情報については本部に伝達しています。また、フォローだけでなくプロ形実施前に各国援助機関と意見交換し、先方政府以外の視点から案件を把握することも必要だと思われま。特に当国の場合、各援助機関による様々な援助が実施されており、協調する、しないにかかわらず事前の情報収集は不可欠です。	
	モロッコ	プロファイ・プロ形調査では調査結果が日本側のその後のプロジェクト採択にかかわる内容となるため、調査結果を受入国・受け入れ機関にレポート等の形で報告することを想定していない。このため、受入国（機関）では日本側がどのようなスタンスで各プロジェクトをとらえているのか、公式なかたちでは知り得ず、「労多くして実は少ない」印象を与えることが多い。	
	タンザニア	プロファイ・プロ形調査は、相手国側に強い期待感を与えるため、調査時には調査の位置付けを正確に説明し、調査後ははっきりとした調査結果を報告して欲しい。特に、具体的な案件につながらない場合は、調査後のフォローにおいて先方に曖昧な印象を与えないためにも明確な理由を付して報告して欲しい。また、各省の補助金事業によるプロファイ、商社や企業によるプロファイなどもそれ自体一人歩きしないように注意する必要がある。	
	エジプト	本部よりの的確な指示がなく曖昧なままで事務所に任されており、結果としてフォローが不十分となる場合がある。プロファイ・プロ形の成果は、調査団来訪前の現地での事前準備によるところが大きく、フォローよりむしろ事前準備に重点を置くべきである。	
	マラウイ	現状は、案件選択の判断が本部にある以上、在外事務所は本部に対して判断するに必要な・十分な情報を提供すべき立場にあります。ところが、どれが必要か判断できるだけの知識／経験を持ったスタッフが不足して、十分なフォローができていない。	
	シリア	技術移転の観点から、しかるべく政策アドバイザー（企画調査員または専門家）及び事務所による十分なフォローが必要と考える。	
	ケニア	コンサル、民間企業等が発掘した案件については、事務所主導的にフォローすることが困難である案件が多い。	
	ザンビア	不定期であるが、大使館または JICA から先方政府に案件の取り纏め状況を確認している。熟成度の高い案件については、大使館/JICA それぞれ共同して先方とコンタクトして、また現地視察、関係者からの意見聴取などを重ね、関連情報の把握につとめている。	
	ジョルダン	当国の場合、JICA 側から出向がなくても、プロファイ、プロ形成調査団が帰国後「ジ」側機関が日本側の検討状況について何らかの情報を得ようと担当者が当事務所を訪ねてきたり、あるいは問い合わせをしてくるので、関係が立ち消えになることはない。事務所として困るのは、むしろ調査団が帰国後、当国側に状況を説明するだけの日本側の情報が入ってこないことである。積極的にフォローすることは事務所として大事なことはあるが、相手側と引き続き協議を重ねても、結果として日本側から消極的な返事が来た場合、相手機関により失望感を与えてしまう恐れがある。調査団や、企画調査員の日本での報告に対する反応などを体系的に連絡されることが望ましい。	
	ガーナ	本部派遣の企画調査員や調査団の調査結果を事務所ベースでフォローし、有効活用していくために、調査団の帰国後に本部で検討される対処方針について事務所へのフィードバックが望まれる。	
	ナイジェリア	当国ではプロファイ・プロ形が緒についていないが、プロ形等の後は人材を投入し、ある程度明確になったプロジェクトが当該地域で吸収され得るものであるかどうかを更にフォローし、検証すべき努力がもたらされるのではないかと。	



テ ー マ	在外事務所名	回 答	備 考
6. その他	モロッコ	<p>(開発調査のあり方)            開発調査の協力内容について、技術協力の一環として実施される点が、先方政府には十分理解されていない。すなわち、調査を通じて技術移転を図るという観点・意識が往々にして先方機関には欠落しており、たまたま日本法人のコンサルタントに調査を請け負わせ、それが偶然に日本政府のファイナンスによるもの、程度の意識でしかない。こうした先方の意識を改めるためにも、フランス語版のパンフレット等開発調査資料の充実と共に案件発掘時の協力フレームワークの説明が十分になされなければならない。こうした事前の説明が十分でない背景としては、大使館やJICA事務所以上に建設コンサルタント、商社等がプロファイを行っていることも挙げられる。</p>	
	モロッコ	<p>(開発調査の進め方)            JICAの実施する開発調査の中で「M/P+F/S」をひとつの開発調査案件として実施する場合があるが、この際に調査工程・M/Mをできるだけ短く、少なくするため、M/Pの結果がレポートとして先方に提出される以前にF/S部分を「走らせる」場合が多々見られるが、調査の論理的・科学的な進め方を重んじる国においては、理解し難いことであり、日本的な発想が通用しない。「M/P+F/S」として実施できるのは、あくまでもF/S対象がかなり明確に認識されており、「全体での位置付けを明確に行うためにM/Pをあえて合わせて行う場合」であって、それ以外の場合には原則としてM/P、F/Sと区切って実施すべきではないか。</p>	
	サウジアラビア、マラウイ	<p>(他事業と開発調査事業の連携)            開発調査、資金供与、技術協力の一貫した流れを明確にし、特にアフリカにおいては開発調査と無償資金協力の関係を明確化する必要があると思われる。</p>	
	ザンビア	<p>(J-PCMの開発調査への導入)            開発調査の結果から、無償資金協力、プロジェクト技術協力などの他のスキームの協力が生まれる可能性が高く、その意味では、先ず基本計画となる開発調査にJ-PCMを早期に導入する必要がある。</p>	
	ザンビア	<p>(定期年次協議の実施)            先方政府との日常的な意見交換も重要であるが、年次協議のような場を設定し該当国の公式見解を聞く場も必要である。年次協議には、特に本邦から出張する必要はなく、現地大使館、JICA（必要な場合は、専門家も同席）が出席し、協力案件のレビューとプロファイを行う。ザンビアでは、大使館とJICAとの定例会議の場で現地レベルでの年次協議開催を提案したが、いまだ実施には至っていない。引き続きフォローして実施にかこつきたい。</p>	
	ザンビア	<p>(開発調査報告書の他援助機関への配布他)            調査結果は、基本的なデータを含み、他の援助機関にも有効なものと判断される。調査開始前に先方政府機関の同意を得ることを条件として、原則他の援助機関に最終報告書を配布することによって、他の援助機関との重複調査が避けられることができ、我が方調査の制度が上がることも期待される。また、開発調査終了時には情報の公開とJICA開発調査のPRを目的として、ワークショップの開催が望ましいと考える。</p>	
	サウジアラビア ジョルダン	<p>(援助効率促進事業の開発調査案件発掘に対する関わり方)            (ローカルスタッフの調査団への協力体制およびローカルコンサルタントの活用)</p>	





## 在外事務所に期待される対応

(在外における開発調査案件発掘・形成と援助効率促進事業のポイント)

開発調査によって作成される報告書は開発途上国政府の政策判断の資料となり、またドナーへの協力要請を行う際にも重要な基礎資料となる等、開発調査は将来の援助形態（技協、無償、有償等）を検討するための基盤を築く重要な役割を有している。従って、在外において開調案件を発掘する際は調査そのものだけでなく、将来の多様な援助の可能性も含めて広い視野でとり進めることが重要である。

開発調査案件の効率的な発掘形成においては、企画部の実施するプロジェクト形成調査、企画調査員の派遣、在外専門調整員の活用の3事業が大きな役割を果たしている（概要は別紙参照）。

特にアフリカ地域のように被援助国自身の案件発掘形成能力が高くない場合においては、右事業の積極的活用が望まれる。活用の仕方の例を2つに分けて説明すると、

1. 相手国自身もしくは、日本等のコンサル・民間企業の調査により候補案件、TORが存在するが熟度が低い場合。
  - (1) プロ形成調査または企画調査員の派遣によりTORの中身を事前調査が可能となるレベルまで高める。
  - (2) 同時に在外専門調整員により技術的観点からの検討を加える。
2. 案件発掘が未実施の場合
  - (1) 相手国の開発計画、JICA指針を分析し、重点セクターを絞りこむ（大セクター → サブセクター）。
  - (2) 絞りこまれたセクターについてプロ形成調査または企画調査員による調査を行い援助ニーズを把握し案件を発掘する。（TOR作成含む場合あり）
  - (3) 企画調査員により相手国側との協議を経て、候補案件のTOR作成指導をする。
  - (4) 候補案件について、要請の背景、技術的可能性等を在外専門調整員等により補足調査を行う。

プロ形成調査には在外事務所が現地ローカルコンサルタントを利用して実施する在外プロ形という形態があり、本邦から派遣する調査団に比較して、長期間に渡り且つ現地のノウハウを利用した調査が可能となる。在外プロ形は現在まで、中近東・アフリカ地域ではケニア、ガーナの各一件の実績のみであり、今後は積極的な活用が望まれる。

また、在外専門調整員のはりつけについては、小規模事務所の多い同地域ではプロジェクトの発掘形成あるいは関係情報収集等の業務で大きな戦力となるものと思われるので、企画部としても前向きな対応をしたい。

以上は主に、在外事務所からの要望に基づき派遣（契約）されるものであるもので、毎年12月に実施するプロ形等要望調査時には、上記事情を考慮し、適切な内容の要望調査票を提出願いたい。

プロジェクト形成調査のあり方について

1. プロジェクト形成調査の目的及び対象国

プロジェクト形成調査は、効果的・効率的な援助を実施するため、従来の「要請主義」を脱し、計画的段階から能動的・積極的な協力を引き出すことにより、相手国の開発計画、開発重点分野・地域、協力のニーズ・プライオリティについての総合的な情報、考え方をもち、当該分野・地域における事業を我が国の援助スキーム・協力形態及びその組み合わせに各致させることが可能となる。対象国の基準は次のとおりである。

- (1) 援助重点国であるが、協力実績が乏しく、国家開発計画、当該セクター・地域の状況が不明な国。
- (2) 案件発掘・形成能力(行政的、技術的、予算的)が十分でないが、潜在的に高い協力ニーズを有する国(これは必ずしも案件発掘・形成能力及び調整能力が劣るわけではないが、相手国の実施機関の観点により、分野によって能力が劣っているケースがある)。
- (3) 援助重点国で要請案件は多数出されるが、案件間の調整を要する国(これは必ずしも案件発掘・形成能力及び調整能力が劣るわけではないが、相手国の実施機関の観点により、分野によって能力が劣っているケースがある)。

2. プロジェクト形成調査の調査形態

調査種別	調査内容	調査のアウトプット
1 総合的協力計画調査	国家開発計画、政策等に係る情報・資料収集及び分析 開発の現状・課題の調査・分析 各セクターの診断、問題点の把握 先進援助諸国・国際機関の援助の動向 協力実施に際しての受入体制、安全性等	開発の諸方針、有効な開発アプローチの検討 援助スキームのなかでの我が国の協力の基本的方向性、協力計画案 援助実施指針(協力目標、重点分野・地域、協力内容等) 次の段階のプロジェクト形成調査案件の形成
2 重点分野調査	開発計画における当該セクターの位置付け 当該セクターの現況・問題点・戦略、組織体制・予算 他の援助機関、国際機関の援助の動向 協力実施に際しての受入体制、安全性等	当該セクターの問題点・課題の把握 当該セクターの課題解決のために必要な措置・対応 当該セクターの課題解決のためのガイドライン(緊急・優先度、方向性、実施指針) 協力実施のためのガイドライン(緊急・優先度、方向性、実施指針) 優良案件発掘：協力形態の組み合わせ、プログラムアプローチ等の考察
3 重点地域調査	開発計画における当該地域の位置付け 当該地域の開発政策・戦略、行政・組織体制・予算 地域の現況・問題点・課題、技術・社会・文化的特質 他の援助機関、国際機関の援助の動向 協力実施に際しての受入体制、安全性等	当該地域の課題点・課題、開発プラライオリティ、協力ニーズの把握 当該地域の課題解決のために必要な措置・対応 協力実施のためのガイドライン(緊急・優先度、方向性、実施指針) 協力形態の組み合わせ、プログラムアプローチ等の考察 地域総合開発計画の検討、優良案件発掘
4 個別案件調査	上位計画における当該案件の優先度 当該案件分野の現況、開発政策・戦略等 当該プロジェクトの技術的、経済的、制度的妥当性 他の援助機関、国際機関の援助の動向 協力実施に際しての受入体制(予算、人員等)の妥当性	案件実施の妥当性 我が国の援助スキーム及び相手国の実施体制を踏まえての当該案件の協力内容

3. プロジェクト形成調査案件選定基準

- (1) 国別援助実施指針(重点分野、重点項目、重点地域)との整合性  
(事務所のない国に老いては、当該国の上位開発計画、社会経済開発政策におけるプライオリティ、ニーズとの整合性)
- (2) 国別援助研究、年次協議、経協総合調査、プロ確認調査との関連
- (3) 環境、WID、貧困、人口等のグローバル 이슈ーズとの関連
- (4) 他の先進援助国及び国際機関との連携・調整の必要性
- (5) 当該分野の十分な経験・ノウハウを持たず、基礎的情報収集が必要
- (6) 当該国自身による開発シナリオ策定が困難
- (7) 我が国が高い関心を有する政治的・社会的案件

# 優良案件を形成する

## －プロジェクト形成調査－

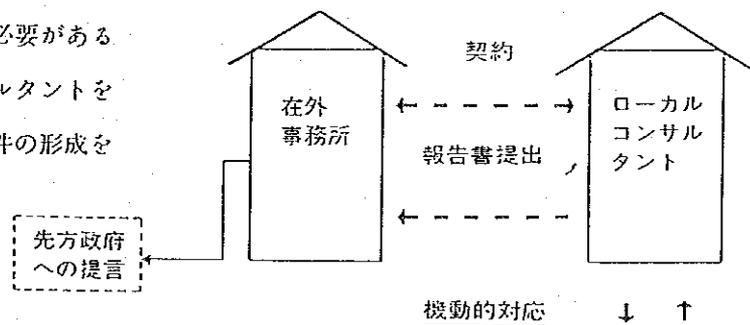
開発途上国からの協力要請に関して、要請内容が当該国の開発ニーズに十分沿ったものであるか、また、JICAの協力形態のうちいずれによるか、あるいは、どのような組み合わせが適正かつ効果的なものであるか等を検討しつつ、相手国政府と協議・調整し、望ましい協力計画を策定することが重要です。プロジェクト形成調査はこうした案件の形成活動を行うために、専門家からなる調査団を派遣し、セクター毎の援助ニーズ調査や協力対象範囲の絞り込みを実施するものです。

環境配慮を特に必要とする案件については、環境との調和を図る方策を検討するため専門的知識を有する専任の環境配慮担当団員を配慮し、環境配慮を強化することによって、環境と開発とのバランスを取りながら肌理の細かいプロジェクト形成を行っています。

また、開発途上国のニーズが多様化している中、過去の援助の経験から、協力の実施により特定の対象者層や自然条件、社会的・文化的事象に特にインパクトを与えることが想定される場合には、計画策定段階から地域住民等の関係者の意向確認や、事業への参加等を積極的に押し進めることが重要となってきています。

こうした現地社会事情等の配慮を特に必要とする、または機動的に実施する必要がある案件については、ローカルコンサルタントを活用しつつ、在外事務所が優良案件の形成を行っています。

在外事務所によるプロジェクト形成調査



現地技術の適用可能性  
社会・文化的側面の調査・分析  
貧困対策・W I D等の課題等

# 優良案件の発掘機能を強化する

## —企画調査員—

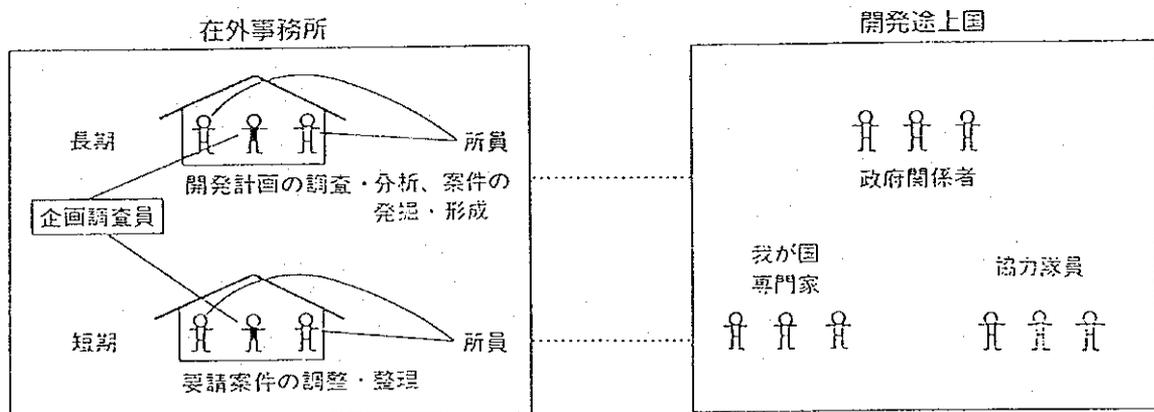
開発途上国の多くは、計画策定能力や調整能力の不足のため熟度の低い案件や日本の協力のしくみに合致していない案件を多数要請してくる場合があります。

こうした状況において、より効果的な協力を実施していくためには、相手国の開発重点分野に精通した調査員を長期に派遣し、専門的な観点から相手国の開発計画や開発の方向性等を十分に調査・分析した上で相手国関係機関と協議・調整しつつ相手国の開発に効果的な案件の発掘を行うとともに、既要請案件についても補足調査を行う等により我が国の協力の仕組みに合致した案件に形成していくことが必要です。

また、比較的計画策定能力がある国においても援助調整官庁のスクリーニングや調整の不足のため同一分野の案件を多数要請している傾向にあります。

これら要請案件の検討に際しては、当該分野に精通した調査員を派遣し、相手国援助調整官庁とも協議・調整を行いながら、当該分野における各要請案件の優先順位付けや協力形態、実施のタイミングの検討等を行うことにより、当該分野に対する協力が全体として調和のとれた協力となるよう要請案件等の調整・整理を行うことが必要です。

こうしたニーズに応えるため、開発途上国における開発重点分野に精通した企画調査員を在外事務所等に派遣し、相手国関係機関との緊密な連携を図りながら、優良案件の発掘・形成や要請案件の調整・整理を行います。



# 現地の専門家を活用する

## —在外専門調整員—

効果的な事業の実施を確保していくためには、開発途上国からの要請案件の検討に際し、各案件が当該国の国家開発計画の中でいかに位置付けられているのか、また、いかなる組織、予算、人的な体制の下で、いかなる受益者を対象に計画されているのか、さらには、各案件の実施により不利益を被る層が存在しないか等の要請の背景を、可能な限り具体的に把握することが必要です。

このため、相手国から提供される情報と併せ現地に密着した在外事務所が事前に技術的観点から協力対象機関が所有している技術者の数とそのレベル、現場の関連インフラの整備状況、対象機関の財政能力等についての技術的、制度的補完調査を事前に行うことにより、直接的でより正確な情報の収集と内容の確認を行うことが極めて重要になっています。

現地に精通した現地技術者、すなわち、在外専門調整員は在外事務所において、事務所の技術スタッフ的立場からフィールド調査を中心に技術情報を収集・分析することを主たる任務としています。

このようにして在外専門調整員が入手した技術情報は、在外事務所においてのみならず、本部においても要請案件の検討や当該調査等の効率的な実施、さらには当該分野の技術情報の蓄積や案件の発掘・形成においても必要不可欠な情報として有効に活用されます。

**プロジェクト形成調査・企画調査員・在外専門調整員実績**  
(平成3・4年度)

1. プロジェクト形成調査

	国名	調査期間	調査内容	備考
平成3年度	ヨルダン・イスラエル	92.02.09～92.03.16	環境分野	
	エジプト	92.02.20～92.02.28	経済協力総合調査	
	シリア	91.11.29～91.12.23	農業開発・社会インフラ・保健医療	
	イラン	91.10.20～91.11.02	身体障害者リハビリ	
	マラウイ	91.08.30～91.09.13	農業分野	
	ケニア	91.06.24～91.07.12	開発における女性の役割 (在外プロ形)	
	ナイジェリア	91.10.28～91.03.11	ラゴス環境インフラ整備	
平成4年度	ウセガ	91.09.27～91.10.29	農業分野 太陽光発電	
	ガナ	91.09.27～91.10.29	農村女性の所得創出支援 (在外プロ形)	
	象	92.03.22～92.03.30	アフリカ開発世銀との連携	
	マラウイ	92.10.09～92.11.02	水産分野	
	シリア	93.01.10～93.01.21	地下汽水淡水計画	
	エオ	92.10.24～92.10.30	中東地域・環境	

2. 企画調査員

	国名	調査期間	調査内容	備考
平成3年度	ケニア・ウガンダ	91.09.25～92.10.31	国別援助研究	
	スーダン	92.01.20～92.04.06	開発案件形成	
	シリア	91.08.21～91.12.23	開発案件形成	
	ザンビア	92.01.12～92.04.16	国別援助研究フォロー	
平成4年度	ガナ	92.03.24～92.06.24	WIDフォロー	
	チュニジア	92.08.12～92.10.11	第8次5カ年計画	
	エチオピア	92.12.09～93.12.08	開発計画	
	エジプト	93.01.05～93.01.16	環境	
	ケニア・ウガンダ	91.09.25～92.10.31	国別援助研究	
	タンザニア	92.07.18～92.09.05	工業育成指導	

3. 在外専門調整員

	国名	委嘱期間	業務内容	備考
平成3年度	エジプト	91.10～92.03	要請案件背景調査	
	モロッコ	91.11～92.03	WID分野	
	タンザニア	91.12～92.02	道路施設現況調査	
	ケニア	91.09～92.03	環境・WID	
	マラウイ	91.08～91.08	保健医療分野	
	セガ	91.11～92.01	保健医療分野	
平成4年度	ガナ	91.11～92.03	経済協力現況・復興計画調査	
	シリア	92.07～93.03	水資源開発、地域総合開発	
	モロッコ	92.04～92.09	環境保全 (社会環境)	
	ケニア	92.10～93.03	環境保全 (自然環境)	
	セケマ	92.06～93.03	農業・環境	
	マラウイ	92.04～93.03	WID・教育分野	
	タンザニア	2か月	教育人作り	
	ザンビア	2か月	SADCに関する調査	
	ガナ	1か月	食糧増産援助に関する調査	
	ガナ	92.06～93.03	保健医療	